

第7期
日高町介護保険事業計画及び
高齢者福祉計画
(平成30年度～32年度)

平成30年3月

ごあいさつ



第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画は、和歌山県が策定する第7次医療計画と介護保険（支援）計画が同時改定となるため本計画と整合性を保ち、高齢化の進展が見込まれる2025年に向けた「地域包括ケアシステムの深化」、「在宅医療・介護連携の強化」、「総合的な認知症施策」の取組を推進する中長期的な計画策定となっております。

介護保険制度は、制度創設から19年目を迎えることとなり、高齢者が安心して生活できる仕組みとして定着してまいりました。しかし、65歳以上の第1号被保険者数の増加、要介護（要支援）認定率の上昇、介護（予防）サービス利用者の増加に伴い、さらに安定した財源確保、介護給付費の適正化など強化する必要があると認識しています。

また、今後も認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加することが予測され、多様な支援ニーズにお応えすることが急務となっております。

「人のぬくもり 誰もが感じる 日高町」の基本理念のもと、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくため、既存の介護（予防）サービスに加え、町民の皆様が喜んでいただける新たな施策を創出し、安心して暮らせる「まちづくり」をめざしてまいります。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、ご協議賜りました「日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」にご協力くださいました多くの町民の皆様に対して、心より感謝申し上げます。

平成30年3月

日高町長 松本 秀司

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画の趣旨	2
2. 計画の期間	3
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の策定	4
第2章 高齢者等の現状と将来推計	9
1. 人口の現状と動向	10
2. 介護保険利用状況	13
3. アンケート調査からみた高齢者等の状況	15
第3章 第6期事業の進捗状況	23
1. 介護保険事業の推進	25
2. 介護予防と心身の元気づくりの推進	29
3. ぬくもりのある地域づくりの推進	38
第4章 高齢者施策の方向	45
1. 主要な課題	46
2. 基本的な視点	51
3. 日高町のめざす高齢者の姿	52
4. 基本理念	53
5. 基本目標	54
6. 地域包括支援センターと日常生活圏域の設定	55
7. 施策の体系	56
第5章 施策の展開	59
1. 介護予防と心身の元気づくりの推進	60
2. ぬくもりのある地域づくりの推進	66
3. 介護保険事業の推進	72
第6章 介護保険制度の円滑な運営	81
1. 標準給付見込額	82
2. 第1号被保険者の保険料基準額の算定	83
3. 介護保険事業の適正な運用	85
4. 介護保険サービスの質の向上	88
5. 計画の推進体制	90
資料編	93

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の期間
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の策定

1. 計画の趣旨

我が国の高齢化率は、平成 29 年 1 月 1 日現在、27.4%で、65 歳以上の高齢者人口は 3,471 万人となっています。また和歌山県の高齢化率は 30.9%（平成 29 年 1 月 1 日現在）となっています。

本町の高齢化率は 29.1%（平成 29 年 1 月 1 日現在）で、県平均に比べて低いものの、国平均を上回っており、本町においても高齢者数は年々増加し、平成 29 年 1 月 1 日現在で 65 歳以上人口は 2,317 人になっています。

本町では、平成 12 年度介護保険制度の開始以降、6 期にわたって介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を策定し、高齢期を迎えてもそれぞれの方が、豊富な経験や知識、特技等を地域社会に生かすことができる環境づくりとともに、互いに助け合い、支え合う、参加と協働の地域づくりに努めています。

第 6 期計画からは団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）を見据え、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」、「在宅医療・介護連携の強化」、「地域ケア会議の推進」、「総合的な認知症施策の推進」、「生活支援・介護予防の基盤整備」等を重点的取組事項とした地域包括ケアシステムの構築に向けて、拠点づくりや関係者間のネットワーク構築に向けて取り組んできました。

高齢化はさらに進行することが予想され、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、高齢者が高齢者を介護する老老介護や地域で支え合う人と人とのつながりが希薄になりつつある等の課題がより顕在化していくことが懸念されます。

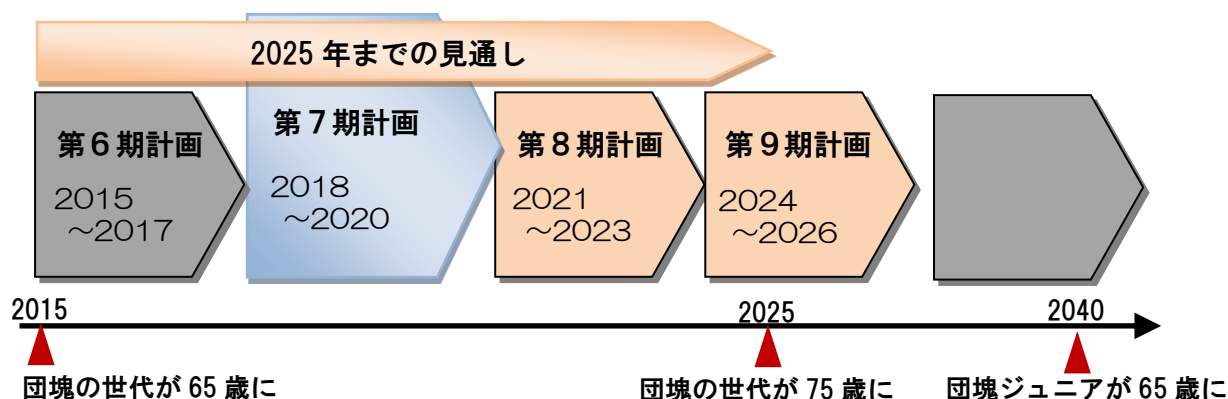
高齢者の抱える多様な課題やニーズに対応していくためには、若い世代による支えだけではなく、高齢者自身ができるだけ健康を維持し、その活力を地域の中で活かしていくことも重要と考えられます。そのため、高齢者の健康管理の取組や、生きがいづくり、互いに支え合う「自助（個人）・互助（近隣）・共助（保険）・公助（行政）」の考え方に立った、地域全体で支え合う仕組みづくりを推進していくことの重要性が増しているものと思われます。

これまでの地域包括ケアシステムの取組をさらに進め、高齢者を含めたより多くの町民が地域の中で主体的に活躍する地域包括ケアシステムの深化に向け、平成 37 年（2025 年）を見据えた計画として『第 7 期日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画』を策定します。

2. 計画の期間

第7期の計画期間は、平成30年度（2018年）から32年度（2020年）までの3年間です。第6期計画からは、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）を見据えた中長期的な視点を持つ計画として策定しており、第7期計画となる本計画は第6期計画で取り組んできた地域包括ケアシステムの実現を引き継ぎ、さらには、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる平成52年（2040年）に向けて、内容の充実と深化を図るための計画となります。

なお、計画期間3年目に計画全体の評価を実施し改定を行います。



3. 計画の位置づけ

本計画は、日高町の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、団塊世代が後期高齢期を迎える平成37年（2025年）の高齢者介護の姿を視野に入れつつ、平成30年度から3年間の施策方針及び目標を定めるものです。

「日高町長期総合計画」を上位計画とした本計画は、長期総合計画の基本方針「健康で安心して暮らせるひだか」との調和を保ち、介護保険事業計画を内包する計画として位置づけられます。また、介護保険事業計画は、国の基本指針に基づいて、県の支援計画や日高町の上位計画等との整合を図りながら、介護給付等対象サービス提供体制の確保を定める計画です。

本計画は、2025年に向け、第6期で取り組んできた地域包括ケアをさらに深化させ、在宅医療介護連携、介護予防・日常生活支援総合事業等の取組を包括的に構築していくものとなります。

4. 計画の策定

(1) 介護保険法の基本理念に基づく制度運営

介護保険法（平成9年法律第123号）が平成12年4月1日に施行され、介護保険サービスの導入から17年が経過しました。町では、これまで高齢者の多様なニーズに応えるため、地域包括支援センターの設置、介護予防事業の開始、認知症対応型グループホームをはじめとした地域密着型サービスの導入など、サービスの充実に努めてきました。

その中で、介護保険事業の開始当初からの基本理念として、介護保険法第4条では国民の努力及び義務として「介護予防のために健康保持増進に取り組み、要介護状態になってもサービスを利用して能力維持向上に努めること」が、また、第5条では国及び市町村の責務として「被保険者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように、医療及び居住に関する施策と連携を図りつつ包括的に施策を推進すること」が掲げられています。

介護保険法（抜粋）

（国民の努力及び義務）

第4条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。
（国及び地方公共団体の責務）

第5条 国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

第7期計画においても、町では、引き続き、法の基本理念を徹底し、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）を見据え、平成37年までの中長期的な取組の中における第7期計画の位置づけを明確にし、「地域包括ケアシステム（高齢

者が、可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される体制)」の深化と推進を図るため、第6期計画で取り組んできた基盤整備が有効に機能するように、様々な施策に取り組んでいきます。

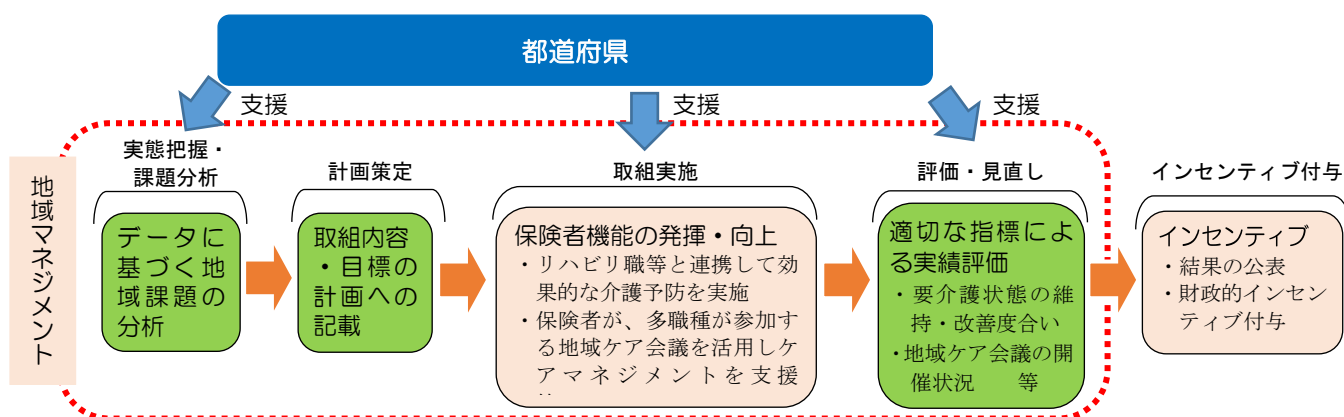
(2) 地域包括ケアシステムの強化

平成30年4月1日に施行（一部は8月1日施行予定）が予定されている「地域包括化システムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」においては、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されることをめざし、「Ⅰ 地域包括ケアシステムの深化・推進」と「Ⅱ 介護保険制度の持続可能性の確保」の大きな方向性が示されています。

特に『Ⅰ 地域包括ケアシステムの深化・推進』においては、「1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進」、「2 医療・介護の連携の推進」、「3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進」といった取組が示され、これまで以上に市町村が保険者機能を強化し、要介護度改善に向けた具体的な成果を上げることや、医療と介護のさらなる連携、行政と地域住民が協働し、高齢者に限らず、障がいのある人も含め、福祉的なサポートを必要とする人を地域で互いに支え合っていく地域共生の仕組みづくりを推進していくことが求められています。

■保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

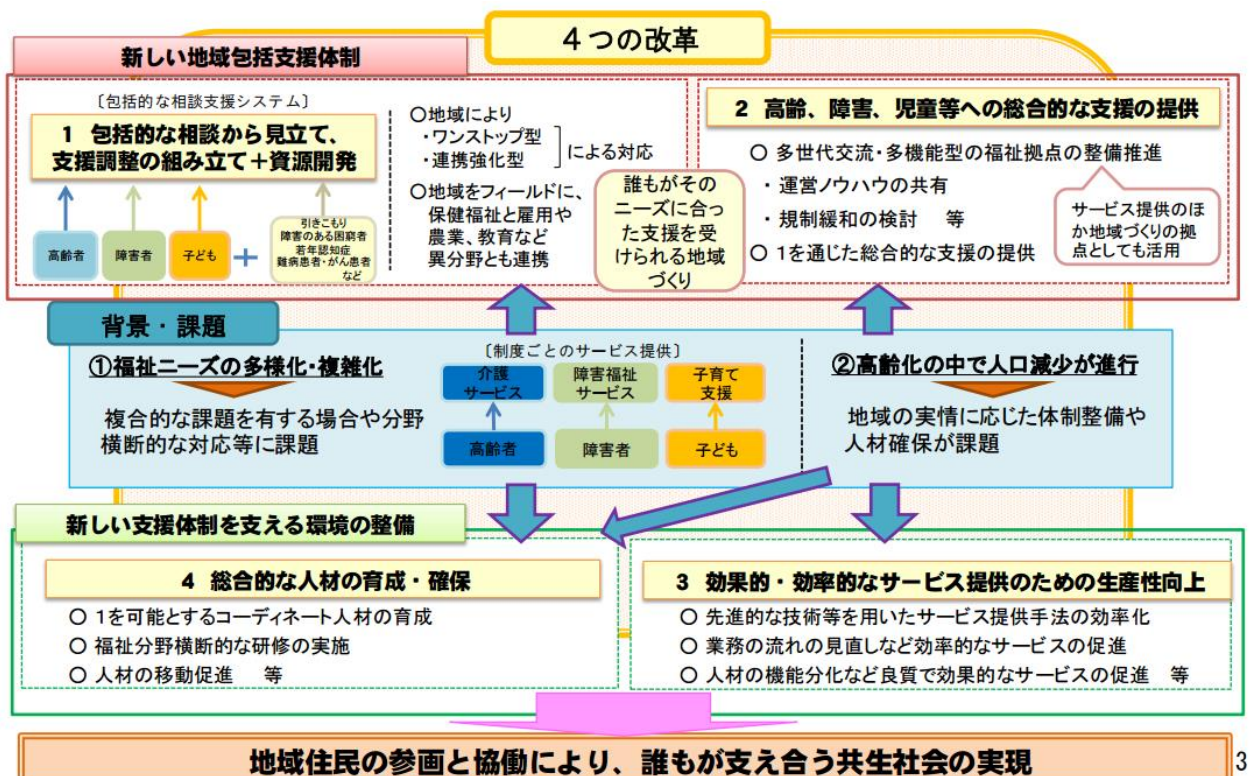
自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みが制度化され、計画策定時に設定した目標の達成状況によって、国より財政的インセンティブが付与されます。地域の実情に合った適切な目標設定が必要となります。



(3) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

国の骨太方針 2016（平成 28 年6月2日）では、『全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。』とされています。

介護保険事業・高齢者福祉においても、この地域共生社会の実現は、地域全体で取り組んでいく課題であり、障がいや子ども・子育てなど福祉分野との連携によって進めていく必要があります。



(4) 2025年度（平成37年度）を見据えた第7期計画の作成

今後の高齢者（被保険者数）の動向を視野に入れながら、平成27～29年度の介護給付等の実績を踏まえつつ、第7期計画期間中の取組を基礎として、平成37年度の介護需要、サービス種類ごとの量の見込みや保険料水準を推計しています。

推計に際しては、都道府県が医療計画の一部として作成する地域医療構想とも整合性を図っています。

(5) 医療計画との整合性の確保

高度急性期から在宅医療・介護までの一連的なサービス提供体制の一体的な確保を図るため、都道府県が作成する第7次医療計画、第7期介護保険事業支援計画との整合性をこれまで以上に確保することが必要とされます。

医療計画の一部として作成される「地域医療構想」と、町の介護保険事業計画及び和歌山県介護保険事業支援計画におけるサービス種類ごとの量の見込みとの整合性を確保できるよう、県の関係者による協議の場を設置し、より緊密な連携が図られるような体制整備を行っていきます。

(6) 計画の検討及び評価

計画の策定にあたっては、町民の意見を反映し、介護サービス費給付実績を反映させるために、65歳以上の高齢者を対象とした『介護予防日常生活圏域ニーズ調査』、在宅の要支援・要介護認定者の家族を対象とした『在宅介護実態調査』を実施しました。

本計画については、日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会において協議し、計画の内容等の検討を進めてきました。

計画の点検・評価については、日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会に諮り、事業計画の3年目に計画全体の評価を行います。

第2章 高齢者等の現状と将来推計

1. 人口の現状と動向
2. 介護保険利用状況
3. アンケート調査からみた高齢者等の状況

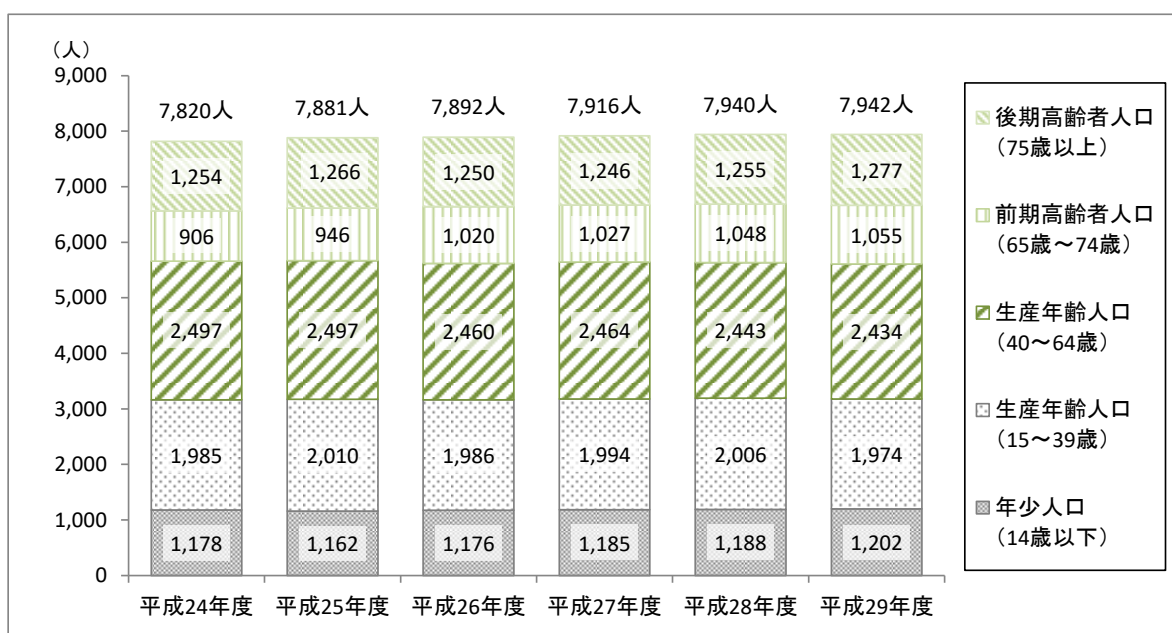
1. 人口の現状と動向

(1) 人口

本町の人口の動きをみると、人口は増加傾向にあり、平成24年度から平成29年度にかけて122人増加しています。

年齢構成をみると、年少人口、生産年齢人口ともに、ほぼ横ばいで推移しており、高齢者人口が増加しています。特に65歳～74歳の前期高齢者人口が増加しています。

【日高町人口の推移】



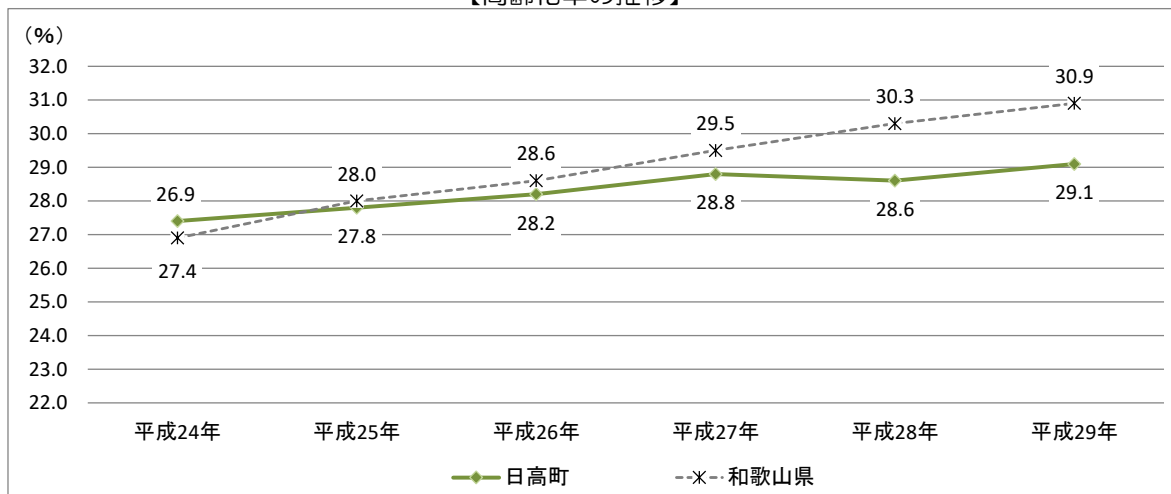
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総人口	7,820人	7,881人	7,892人	7,916人	7,940人	7,942人
年少人口(14歳以下)	1,178人	1,162人	1,176人	1,185人	1,188人	1,202人
生産年齢人口(15歳～64歳)	4,482人	4,507人	4,446人	4,458人	4,449人	4,408人
15～39歳	1,985人	2,010人	1,986人	1,994人	2,006人	1,974人
40～64歳	2,497人	2,497人	2,460人	2,464人	2,443人	2,434人
40歳以上人口	4,657人	4,709人	4,730人	4,737人	4,746人	4,766人
40歳以上人口比率	59.6%	59.8%	59.9%	59.8%	59.8%	60.0%
高齢者人口	2,160人	2,212人	2,270人	2,273人	2,303人	2,332人
高齢化率	27.6%	28.1%	28.8%	28.7%	29.0%	29.4%
前期高齢者人口(65歳～74歳)	906人	946人	1,020人	1,027人	1,048人	1,055人
前期高齢者比率	11.6%	12.0%	12.9%	13.0%	13.2%	13.3%
後期高齢者人口(75歳以上)	1,254人	1,266人	1,250人	1,246人	1,255人	1,277人
後期高齢者比率	16.0%	16.1%	15.8%	15.7%	15.8%	16.1%

資料：住民基本台帳各年度9月末日現在

(2) 高齢化率

高齢化率は上昇傾向にあります。和歌山県全体に比べると上昇率は低く、平成25年には県より低くなり、以降はかな上昇傾向にあります。平成29年1月1日現在で29.1%となっています。

【高齢化率の推移】

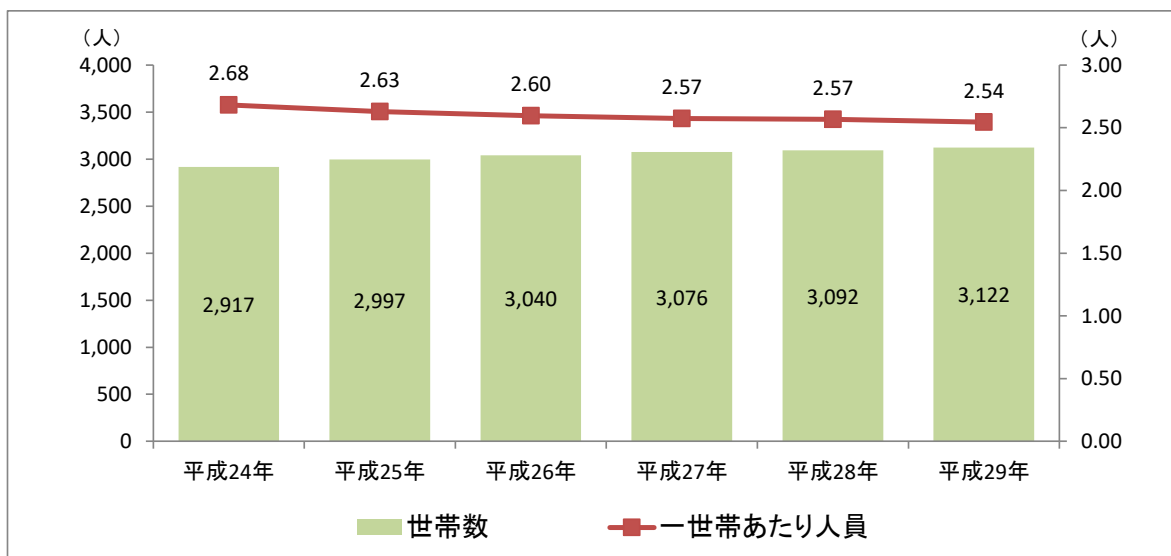


資料：和歌山県長寿社会課「和歌山県における高齢化の状況」。平成25年までは3月末、平成26年以降は1月1日現在。

(3) 世帯数と一世帯あたり人員

世帯数は毎年増加しており、平成29年現在では3,122世帯となっています。人口は微増傾向にありますが、世帯数の増加割合が大きいため一世帯あたり人員は減少しており、平成29年には一世帯あたり2.54人となっています。

【世帯数の推移】



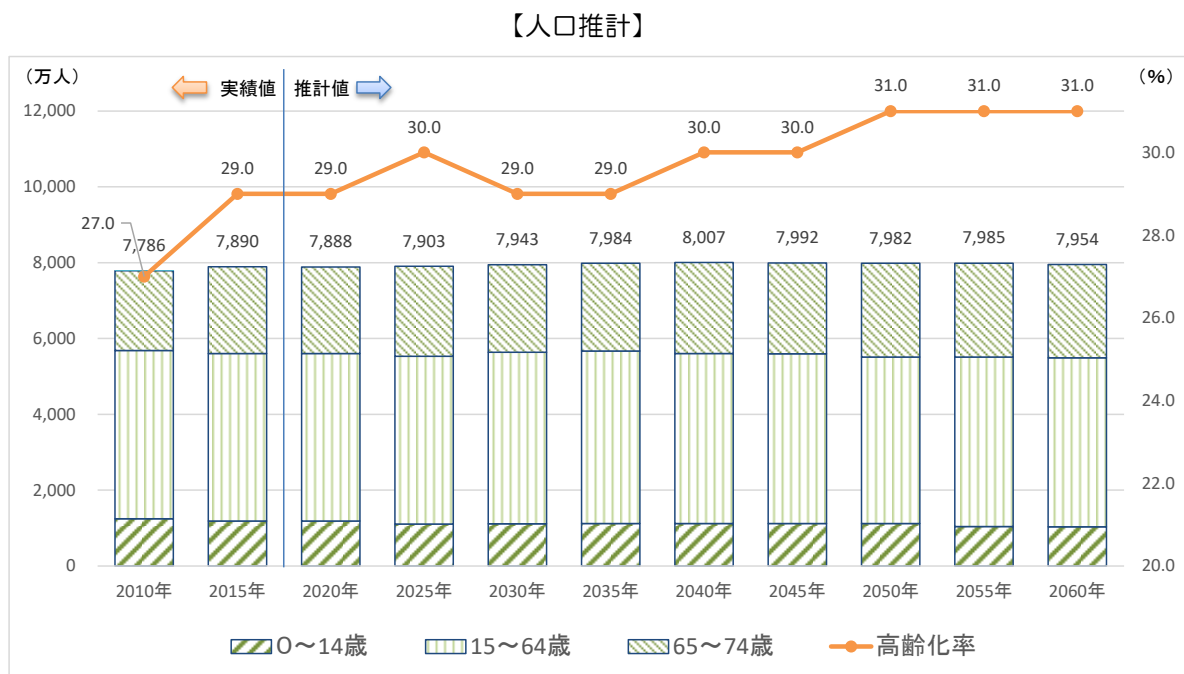
資料：住民基本台帳各年度9月末日現在

(4) 計画期間の人口推計

本町の人口は、平成 52 (2040) 年まで増加傾向にあり、以降減少に転じ、2060 年においても 7,954 人と現在とほぼ変わらない状況であると見込まれています。

人口推計は、『日高町人口ビジョン』推計で、最近年である平成 22 年から平成 27 年の住民基本台帳人口を基に、社人研推計モデルを活用し、平成 22 年から平成 27 年の各 5 歳階級人口の純移動率が将来とも変わらないと仮定した場合で計算されたものです。

平成 27 (2015) 年から平成 32 (2020) 年にかけて、高齢化率 29.0%とほぼ同割合で推移すると見込まれています。



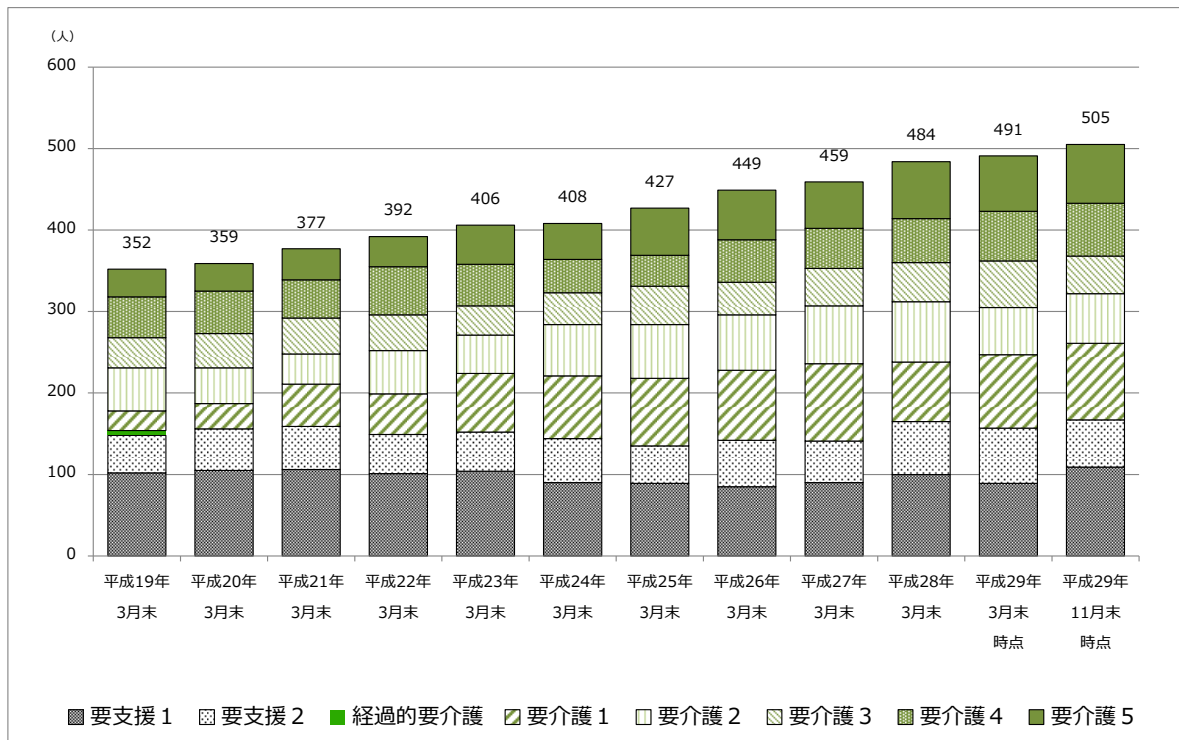
資料：資料 2015 年までは総務省統計局「国勢調査」、2020 年以降は『日高町まち・ひと・しごと創生 総合戦略』による人口推計

2. 介護保険利用状況

(1) 要介護高齢者等

本町の第1号被保険者の要介護高齢者等数をみると、要支援はほぼ横ばいで推移していますが、要介護が顕著な増加傾向となっており、平成29年11月末の認定者数は505人となっています。

【要介護度別の要介護高齢者等数の推移】



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（平成28,29年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

第1号被保険者に占める要支援・要介護者数の割合である認定率は、平成24年3月末から平成29年11月末にかけて2.4ポイント増加しており、県や全国の増加傾向より高くなっています。

【要支援・要介護認定率の推移】

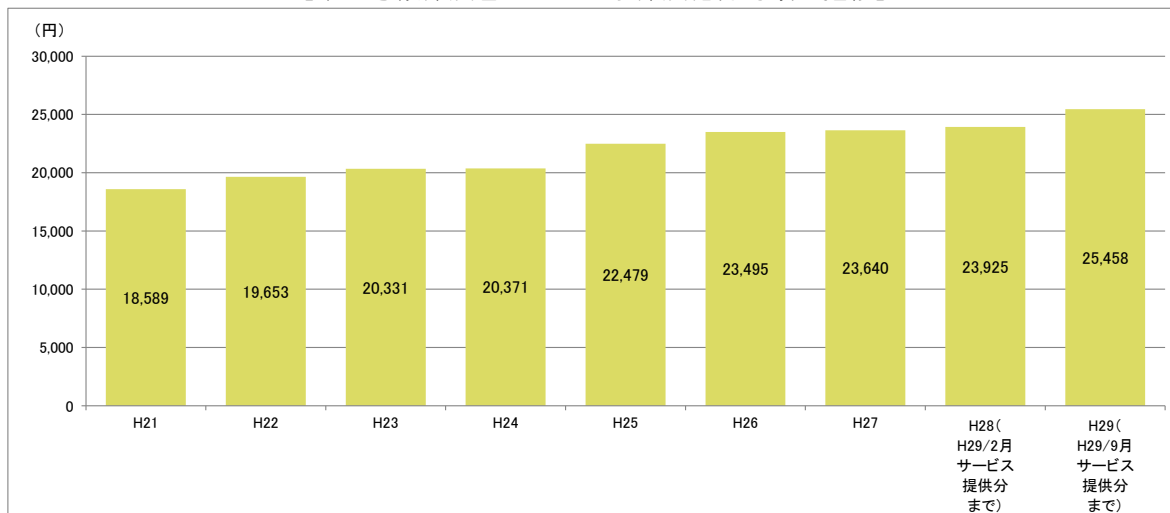
	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末時点	平成29年11月末時点
日高町	19.3	19.8	20.5	20.5	21.2	21.2	21.7
和歌山県	21.5	21.8	21.9	22.1	22.2	22.2	22.0
全国	17.3	17.6	17.8	17.9	17.9	18.0	18.1

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（平成28,29年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

(2) 保険給付額

本町の第1号被保険者1人当たり保険給付月額をみると、平成26年以降は微増になっており、平成29年9月には25,458円となっています

【第1号被保険者1人当たり保険給付月額の推移】

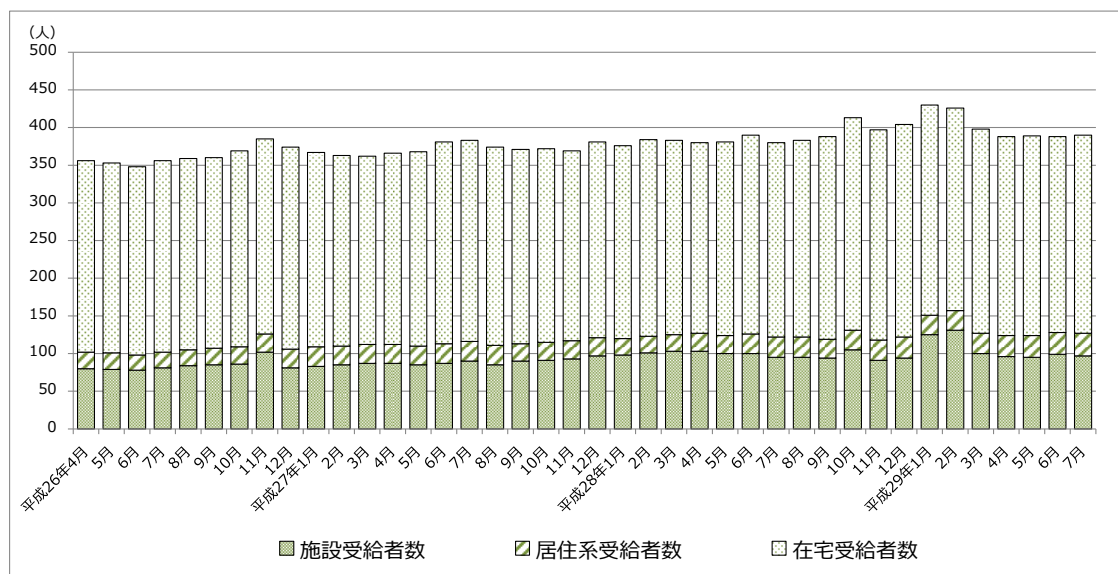


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（平成28、29年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）及び介護保険事業計画報告値

(3) 施設・居住系・在宅受給者数

本町の施設・居住系・在宅受給者数をみると、居住系・在宅受給者数はほぼ横ばいで推移しています。施設受給者数がわずかに増加しており、平成26年は80人前後で推移していましたが、平成28年以降は100人前後で推移しています。

【施設・居住系・在宅受給者数の推移】



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

3. アンケート調査からみた高齢者等の状況

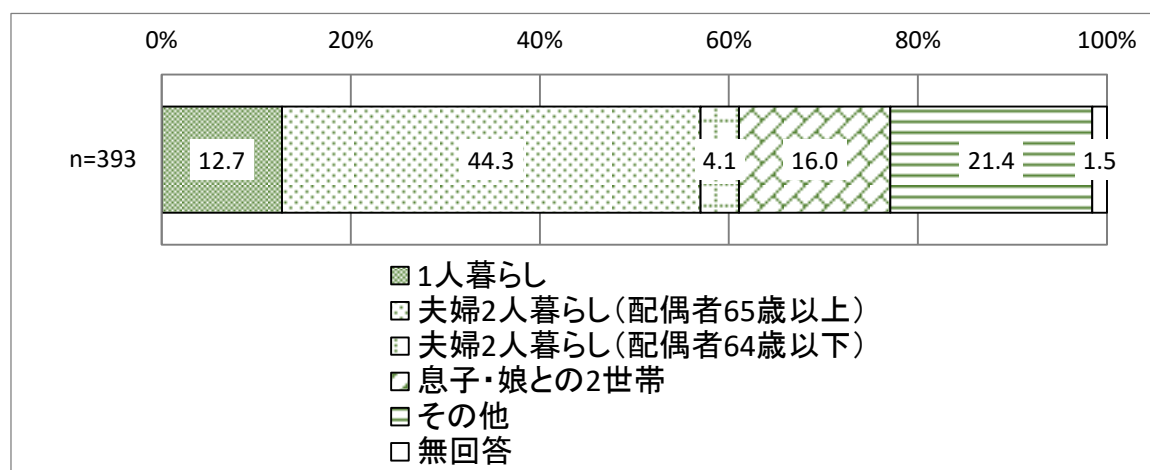
「日高町第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の策定に向け、高齢者の方々の日々の生活状況や普段の意識、健康状態等の把握をするとともに、要支援・要介護認定を受けた方を介護している家族の生活状況や介護する際の状況等について把握し、次期高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定に向けた基礎資料とするために「介護予防日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施しました。

介護予防日常生活圏域ニーズ調査	
対象者	町内在住の町民のうち、一般高齢者(65歳以上 79歳以下)
回収数	393票(500票発送、回収率:78.6%)
調査期間	平成29年1月30日～平成29年3月10日
調査方法	郵送による配布・回収
在宅介護実態調査	
対象者	町内在住の町民のうち、在宅の要支援・要介護認定者の家族
回収数	74票(83件調査、回収率:89.2%)
調査期間	平成29年1月1日～平成29年3月31日
調査方法	認定調査時における聞き取り

(1) 介護予防日常生活圏域ニーズ調査結果

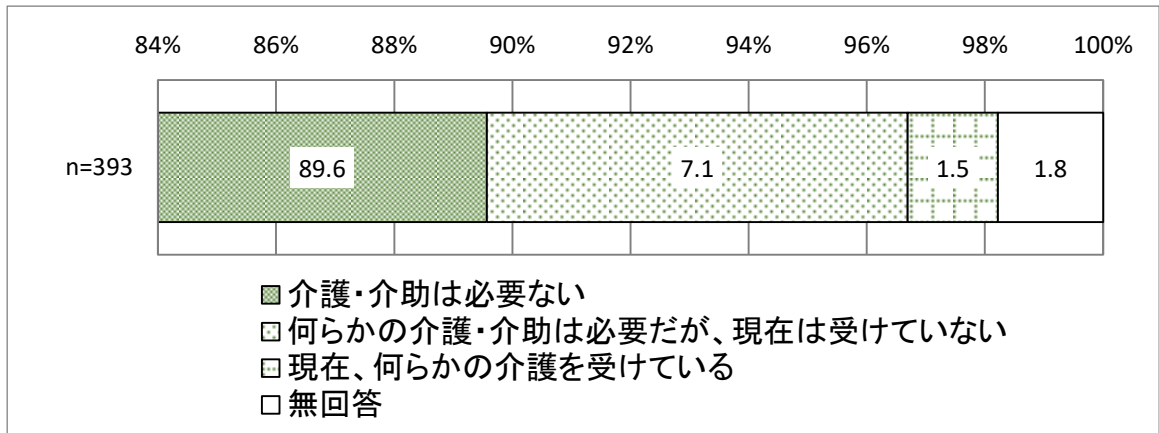
① 家族構成

家族構成は、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が44.3%と最も多くなっています。次いで、「その他」が21.4%で続いています。



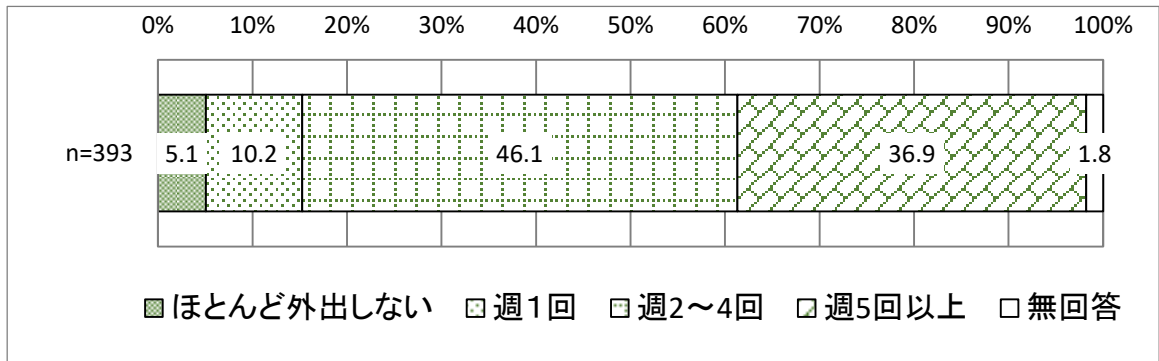
②介護・介助の必要性の有無

日常生活における介護・介助の必要性は、「介護・介助は必要ない」が 89.6%となっており、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」は 7.1%、「現在、何らかの介護を受けている」は 1.5%でした。

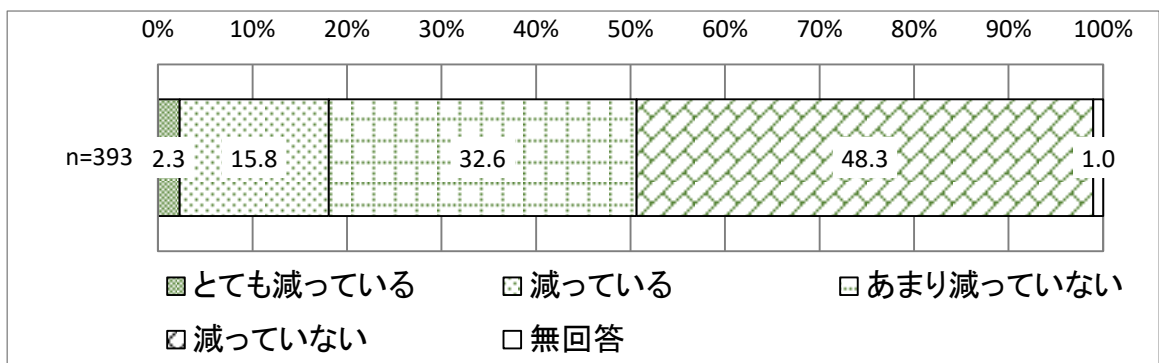


③外出の状況

外出の状況は、「週2～4回」が 46.1%で最も多く、次いで「週5回以上」が 36.9%で続いています。

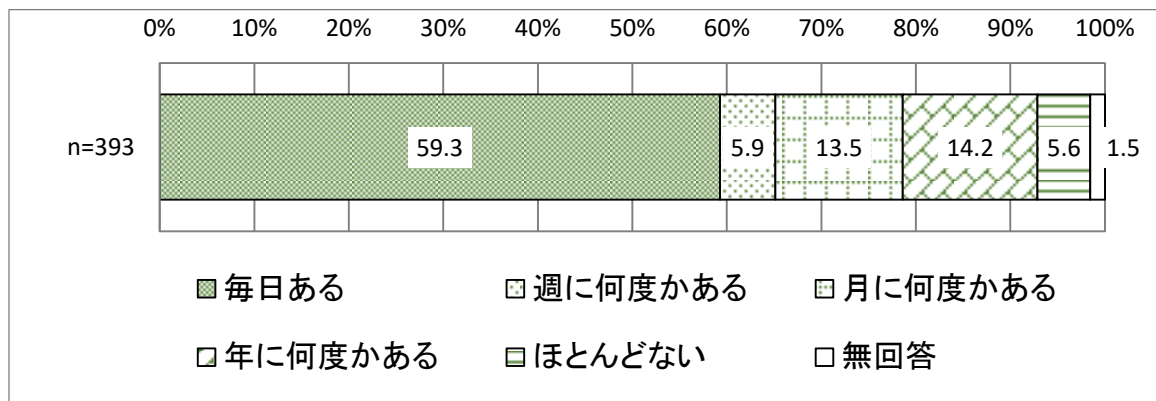


外出回数の昨年との比較は、「とても減っている」が 2.3%、「減っている」が 15.8%となっています。それに対して、「あまり減っていない」は 32.6%、「減っていない」は 48.3%となっており、この2つの合計は 80.9%でした。



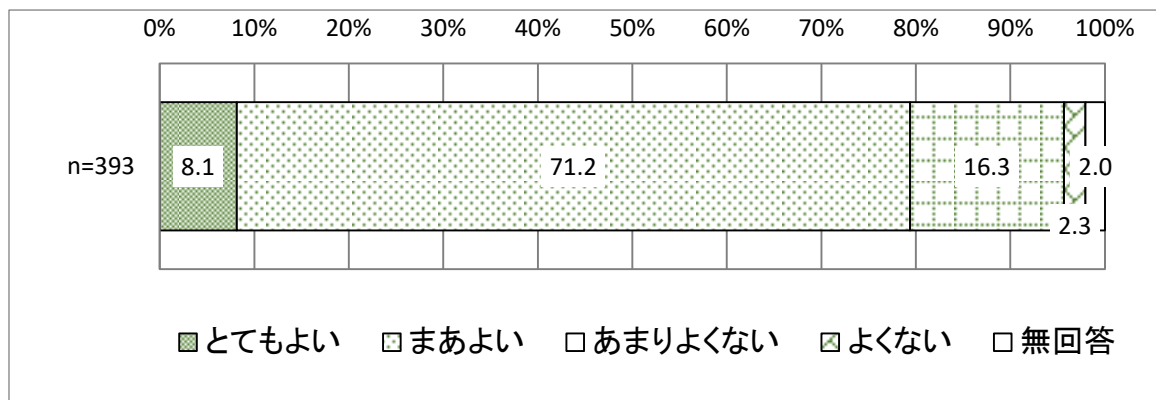
④共食の機会

共食の機会は、「毎日ある」が 59.3%と半数を超えており、次に多いのは「年に何度かある」で 14.2%となっています。次いで「月に何度かある」が 13.5%、「週に何度かある」が 5.9%となっています。その一方で「ほとんどない」は 5.6%でした。



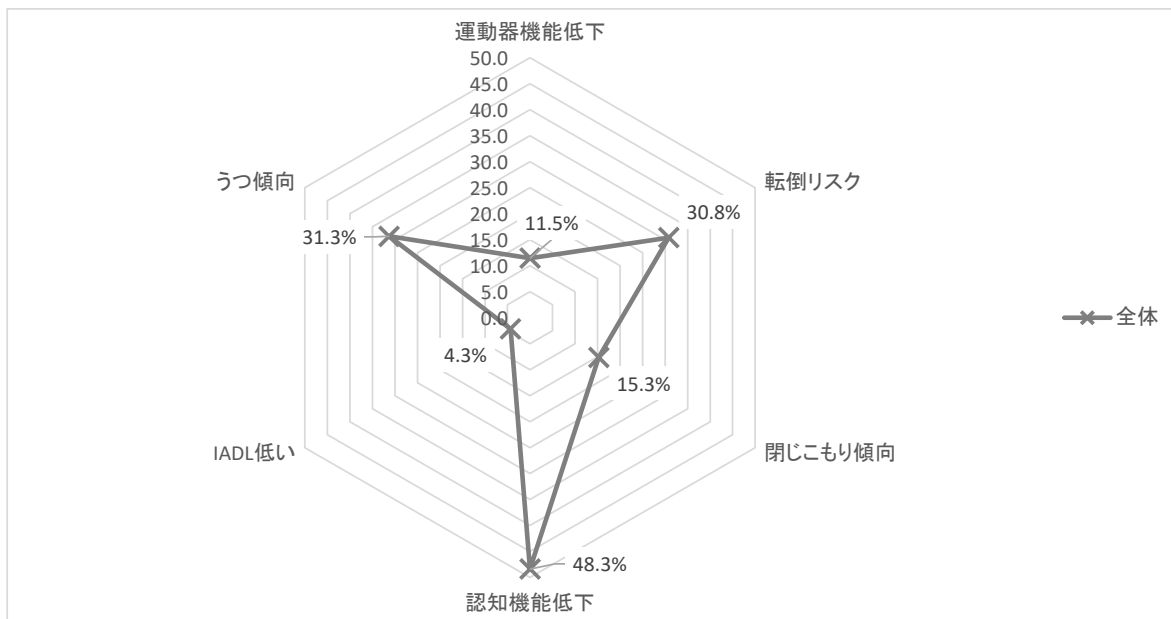
⑤健康状態

健康状態は、「とてもよい」が 8.1%、「まあよい」が 71.2%、この2つの合計が 79.3%となっています。一方、「あまりよくない」は 16.3%、「よくない」は 2.3%でした。



⑥運動機能等チェック項目評価

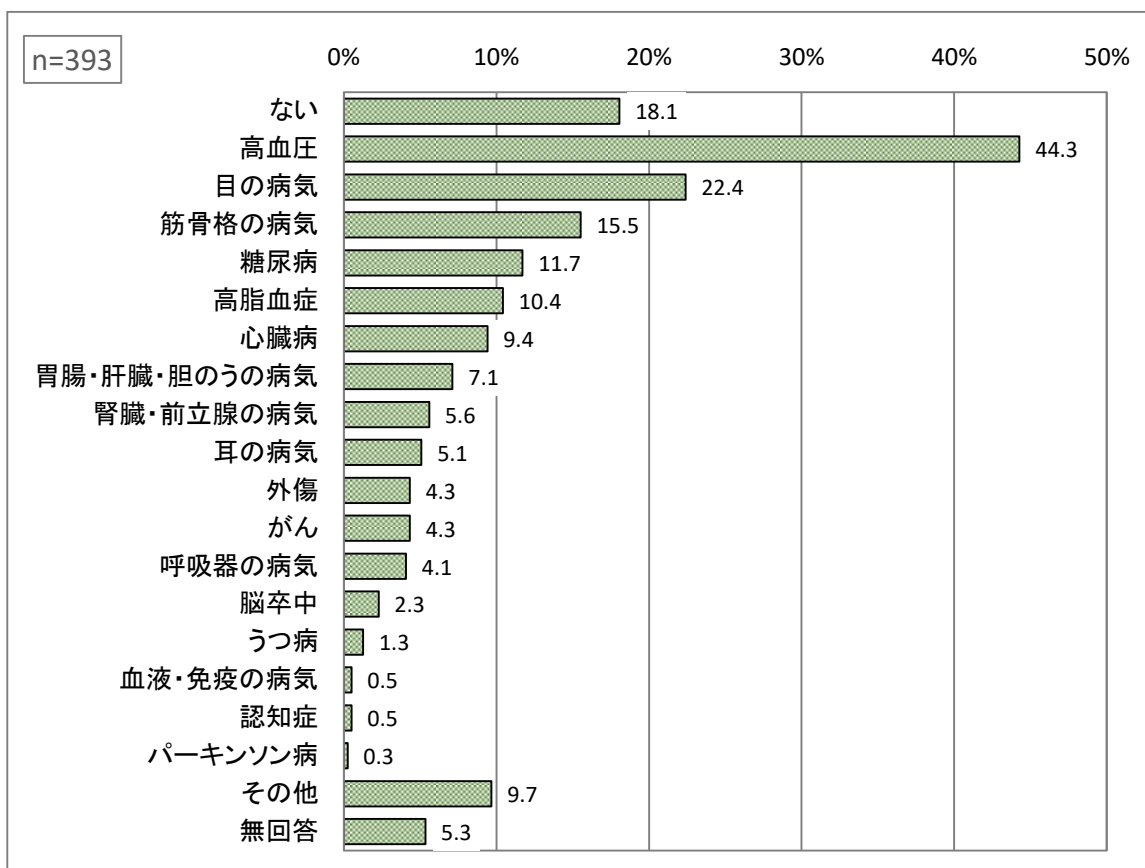
全体の該当割合をみると、「運動器機能低下」「閉じこもり傾向」「IADL 低い」では該当者割合は低くなっていますが、「転倒リスク」「認知機能低下」「うつ傾向」では3割以上の該当割合になっています。



⑦現在治療中、または後遺症のある病気

現在治療中・後遺症のある病気の有無は、「ない」が18.1%となっています。

現在治療中・後遺症のある病気は、「高血圧」が44.3%で最も多くなっており、次いで「目の病気」が22.4%、「筋骨格の病気」が15.5%、「糖尿病」が11.7%、「高脂血症」が10.4%と続いています。

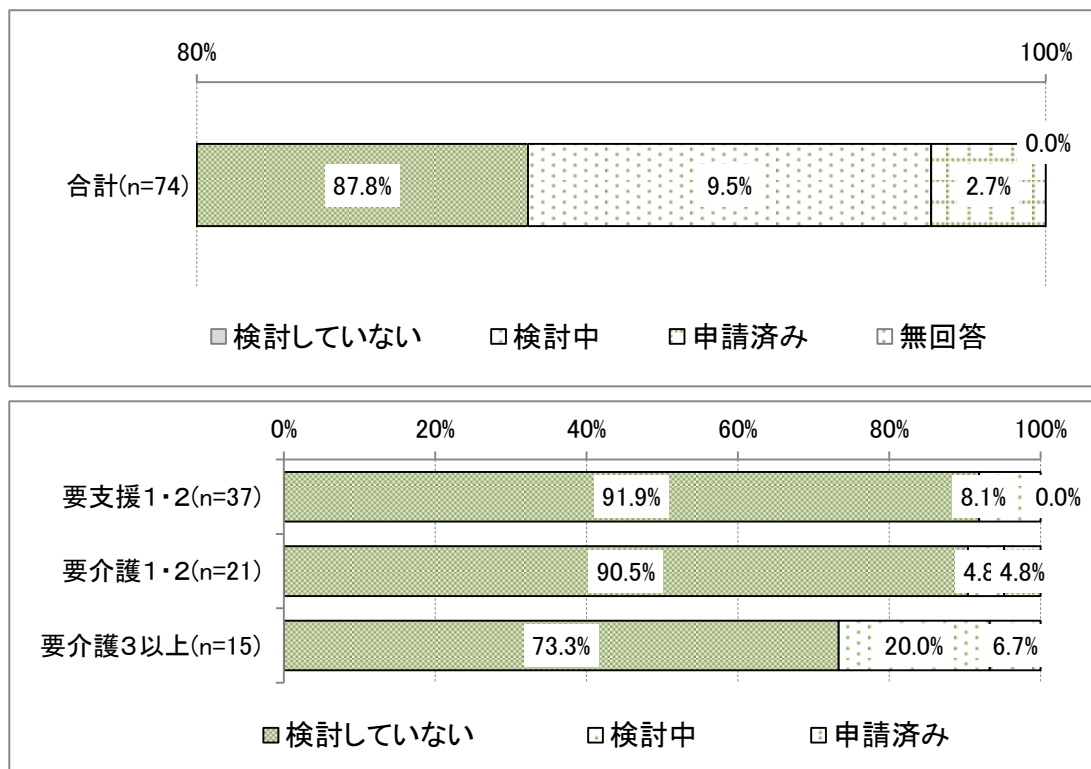


(2) 在宅介護実態調査

①施設等検討状況

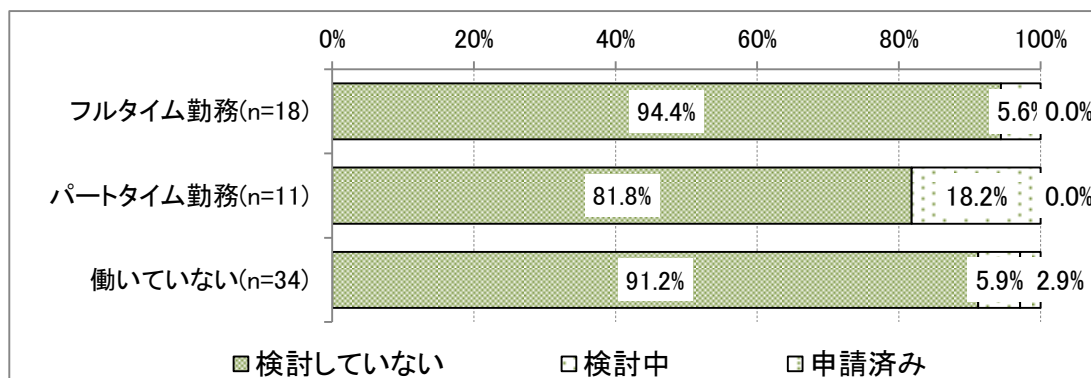
現時点での施設等への入所・入居の検討状況については、「検討していない」が87.8%と9割近くになっています。

要介護度別に施設等検討の状況をみると、“要介護3以上”では「検討中」「申請済み」が増えています。



②「就労状況別」の「施設等検討の状況」

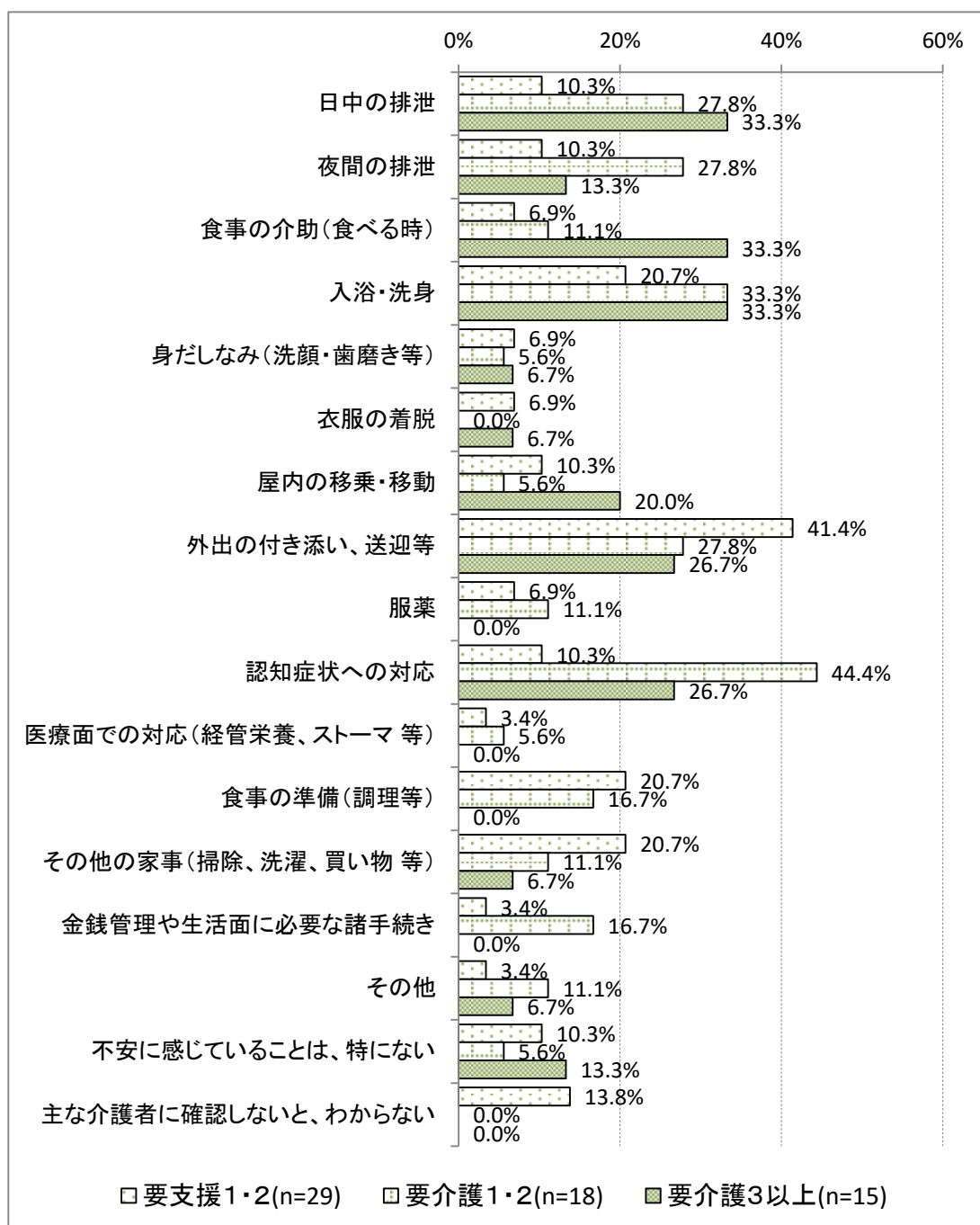
就労状況別に施設等検討の状況をみると、“パートタイム勤務”で「検討中」がやや多くみられます。



③主な介護者が不安に感じる介護

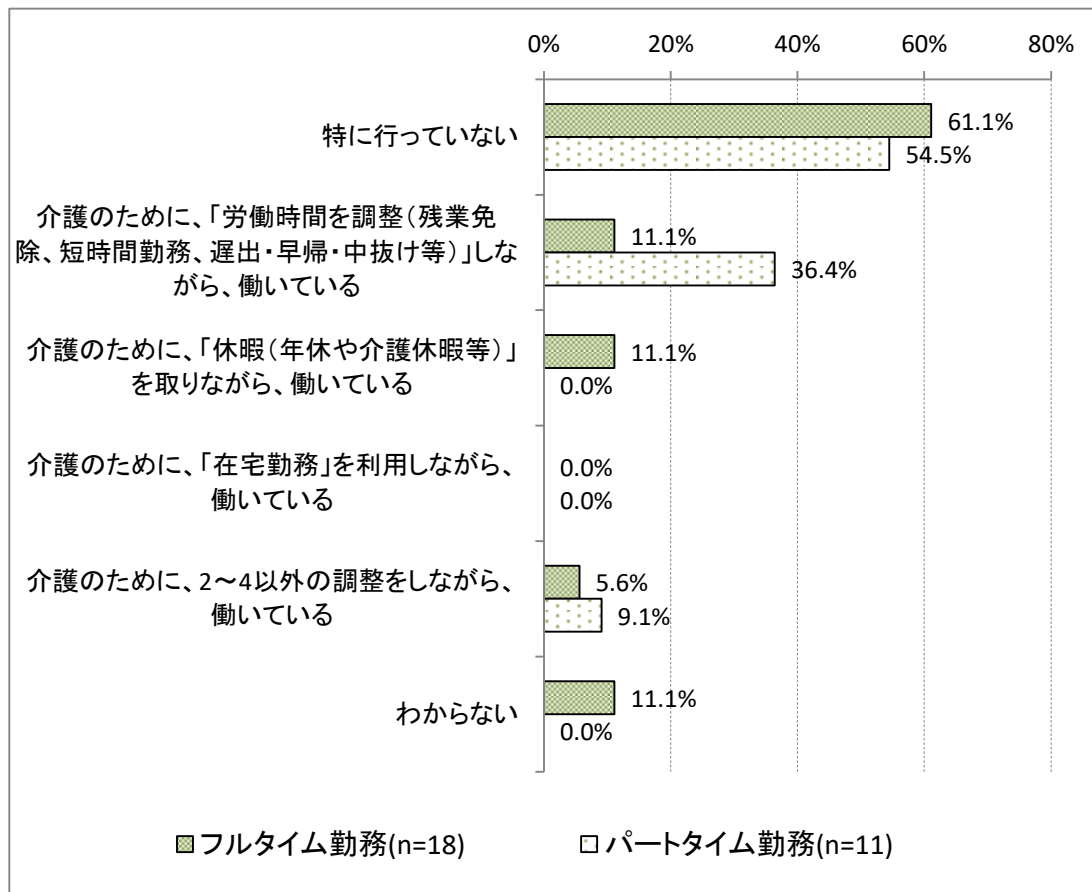
要介護度別に介護者が不安に感じる介護をみると、“要支援1・2”では「外出の付き添い、送迎等」が4割以上で最も多くなっています。“要介護1・2”では「認知症状への対応」(44.4%)、“要介護3以上”では「日中の排泄」「食事の介助(食べる時)」「入浴・洗身」がともに33.3%で最も多くなっています。

次いで、“要介護1・2”では「入浴・洗身」が33.3%、“要介護3以上”では「外出の付き添い、送迎等」「認知症状への対応」がともに26.7%が続いています。



④ 「就労状況別」の「介護のための働き方の調整」

就労状況別に介護のための働き方の調整状況を見ると、“パートタイム勤務”では「労働時間を調整」が36.4%と3割以上になっています。



第3章 第6期事業の進捗状況

1. 介護保険事業の推進
2. 介護予防と心身の元気づくりの推進
3. ぬくもりのある地域づくりの推進

日高町では、平成 27 年 3 月に「第 6 期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」を策定し、以下の基本理念と基本目標を設定し、施策並びに事業を推進してきました。

ここでは「第 6 期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」における主な取組に対する施策の達成状況を評価し、第 6 期を振り返りました。

この資料を基に、平成 37 年を見据えた上で、今後 3 年間(平成 30 年度～32 年度)に取り組むべき内容を整理し、計画策定に結び付けていきます。

<基本理念>

人のぬくもり 誰もが感じる 日高町

<基本目標>

1 介護保険事業の推進

制度改正に対応した介護保険サービスはもとより、引き続き予防重視型の介護保険サービス、地域の実情にあわせた介護保険サービスの推進を図ります。

また、高齢者と地域が介護保険に関する理解をさらに深めるとともに、介護保険事業の適切な運用をめざします。

2 介護予防と心身の健康づくりの推進

健康づくり事業と連携し、地域包括支援センターにおいて、地域支援事業による高齢者を対象にした介護予防事業を一層推進するとともに、包括的支援事業・任意事業により、高齢者やその家族を多様な面から支援する体制の充実を図ります。

そして、高齢者の元気を地域に活かす仕組みづくりなど、高齢者を支え、高齢者が活躍する場のさらなる拡充をめざします。

3 ぬくもりを実感できる地域づくりの推進

高齢者が安心して地域で暮らしていけるように、地域包括ケアシステムの拡充に向けて、地域包括支援センターを中心に相談体制の充実や高齢者を支えるネットワークを生かした支援体制をさらに推進していきます。

高齢者やその家族が地域で安心して快適に暮らし続けることができるよう、まちづくりや安心・安全対策を推進します。

1. 介護保険事業の推進

(1) 居宅サービス

平成 28 年度時点で計画値を上回っているサービスは、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」「通所リハビリテーション」となっています。計画値を最も下回っているのは、「介護予防訪問看護」(17.7%)、次いで「介護予防通所リハビリテーション」(29.3%) となっています。平成 29 年度は、地域密着型通所介護が大幅に増加することが見込まれます。

<利用実績>

	項目名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
訪問介護	利用者数	人	計画値	1,308	1,776	2,232
			実績値	793	782	850
			達成率	60.6%	44.0%	38.1%
介護予防訪問介護	利用者数	人	計画値	288	288	288
			実績値	334	347	234
			達成率	116.0%	120.5%	81.3%
訪問入浴介護	利用者数	人	計画値	72	72	72
			実績値	38	22	41
			達成率	52.8%	30.6%	56.9%
介護予防訪問入浴介護	利用者数	人	計画値	—	—	—
			実績値	—	—	—
			達成率	—	—	—
訪問看護	利用者数	人	計画値	384	480	528
			実績値	301	325	343
			達成率	78.4%	67.7%	65.0%
介護予防訪問看護	利用者数	人	計画値	276	288	288
			実績値	29	51	38
			達成率	10.5%	17.7%	13.2%
訪問リハビリテーション	利用者数	人	計画値	—	—	—
			実績値	5	2	42
			達成率	—	—	—
介護予防訪問リハビリテーション	利用者数	人	計画値	—	—	—
			実績値	60	37	82
			達成率	—	—	—
居宅療養管理指導	利用者数	人	計画値	480	576	600
			実績値	644	566	339
			達成率	134.2%	98.3%	56.5%
介護予防居宅療養管理指導	利用者数	人	計画値	0	0	0
			実績値	27	113	82
			達成率	—	—	—

	項目名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
通所介護	利用者数	人	計画値	1,320	1,620	1,728
			実績値	1,532	1,409	1,502
			達成率	116.1%	87.0%	86.9%
介護予防通所介護	利用者数	人	計画値	624	624	624
			実績値	620	644	418
			達成率	99.4%	103.2%	67.0%
通所リハビリテーション	利用者数	人	計画値	60	60	72
			実績値	111	153	142
			達成率	185.0%	255.0%	197.2%
介護予防通所リハビリテーション	利用者数	人	計画値	204	300	396
			実績値	108	88	78
			達成率	52.9%	29.3%	19.7%
短期入所生活介護	利用者数	人	計画値	600	648	684
			実績値	558	540	597
			達成率	93.0%	83.3%	87.3%
介護予防短期入所生活介護	利用者数	人	計画値	—	—	—
			実績値	24	18	14
			達成率	—	—	—
短期入所療養介護	利用者数	人	計画値	60	84	108
			実績値	52	71	51
			達成率	86.7%	84.5%	47.2%
介護予防短期入所療養介護	利用者数	人	計画値	—	—	—
			実績値	0	0	1
			達成率	—	—	—
特定施設入居者生活介護	利用者数	人	計画値	324	348	372
			実績値	247	241	217
			達成率	76.2%	69.3%	58.3%
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数	人	計画値	48	60	72
			実績値	23	34	79
			達成率	47.9%	56.7%	109.7%
福祉用具貸与	利用者数	人	計画値	1,224	1,428	1,500
			実績値	994	1,077	1,174
			達成率	81.2%	75.4%	78.3%
介護予防福祉用具貸与	利用者数	人	計画値	336	468	540
			実績値	333	387	449
			達成率	99.1%	82.7%	83.1%
特定福祉用具販売	利用者数	人	計画値	36	48	72
			実績値	32	35	24
			達成率	88.9%	72.9%	33.3%
特定介護予防福祉用具販売	利用者数	人	計画値	12	24	24
			実績値	18	21	17
			達成率	150.0%	87.5%	70.8%
居宅介護住宅改修費	利用者数	人	計画値	24	36	36
			実績値	31	28	21

	項目名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
			達成率	129.2%	77.8%	58.3%
介護予防住宅改修費	利用者数	人	計画値	36	60	84
			実績値	24	23	26
			達成率	66.7%	38.3%	31.0%
居宅介護支援	利用者数	人	計画値	2,112	2,400	2,628
			実績値	2,015	2,039	2,154
			達成率	95.4%	85.0%	82.0%
介護予防支援	利用者数	人	計画値	1,152	1,416	1,620
			実績値	1,081	1,138	941
			達成率	93.8%	80.4%	58.1%

(2) 地域密着型サービス

第6期計画に見込んでいた「認知症対応型通所介護」と「認知症対応型共同生活介護」については、ほぼ計画値どおりに利用されています。

計画されていなかったサービスで、利用のあるものについては、第7期計画で検討していきます。

<利用実績>

	項目名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数	人	計画値	—	—	—
			実績値	—	—	—
			達成率	—	—	—
夜間対応型訪問介護	利用者数	人	計画値	—	—	—
			実績値	—	—	—
			達成率	—	—	—
認知症対応型通所介護	利用者数	人	計画値	36	60	72
			実績値	57	60	74
			達成率	158.3%	100.0%	102.8%
介護予防認知症対応型通所介護	利用者数	人	計画値	—	—	—
			実績値	—	—	—
			達成率	—	—	—
小規模多機能型居宅介護	利用者数	人	計画値	—	—	—
			実績値	32	48	50
			達成率	—	—	—
介護予防小規模多機能型居宅介	利用者数	人	計画値	—	—	—
			実績値	—	—	—

	項目名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
護			達成率	—	—	—
認知症対応型共同生活介護	利用者数	人	計画値	36	36	48
			実績値	32	35	53
			達成率	88.9%	97.2%	110.4%
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数	人	計画値	—	—	—
			実績値	—	—	—
			達成率	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	人	計画値	—	—	—
			実績値	—	—	—
			達成率	—	—	—
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	人	計画値	—	—	—
			実績値	—	—	—
			達成率	—	—	—
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	利用者数	人	計画値	—	—	—
			実績値	—	—	—
			達成率	—	—	—
地域密着型通所介護	利用者数	人	計画値	—	—	—
			実績値	—	87	169
			達成率	—	—	—

(3) 施設サービス

概ね計画値どおりになっていますが、介護老人福祉施設と介護療養型医療施設はやや増加傾向がみられます。

<利用実績>

	項目名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	利用者数	人	計画値	756	768	780
			実績値	838	867	902
			達成率	110.8%	112.9%	115.6%
介護老人保健施設	利用者数	人	計画値	336	336	336
			実績値	246	272	301
			達成率	73.2%	81.0%	89.6%
介護療養型医療施設	利用者数	人	計画値	12	12	12
			実績値	14	16	2
			達成率	116.7%	133.3%	16.7%

2. 介護予防と心身の元気づくりの推進

<1>健康づくりの支援

(1) 疾病予防、健康支援

① 健康手帳の交付

<進捗状況>

自らの健康管理と適切な医療を受けることを目的に、年度内に40歳を迎える方に、年度当初に健康手帳を交付しました。

健康手帳の交付により、町民の健康づくりの知識の普及、啓発が進みました。

<利用実績>

項目名	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度
交付者数	人	106	95	97

② 健康教育

<進捗状況>

生活習慣病予防とその他健康に関する正しい知識の普及を目的に一般住民対象に集団健康教室（運動）や健康講演会を実施しました。高齢者の健康の保持増進のため健康教育を実施しました。

健康教室の実施により、町民の生活習慣改善の動機づけにつながったと考えられます。健康講演会の実施により、町民の健康に関する知識の普及が進んでいます。

<利用実績>

項目名	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度
開催回数	回	21	19	19
参加者数	人	272	186	290

<問題点・課題>

健康教室については、参加者に対してアンケート調査等を行い、実施方法や内容が適切などであるか否かを検証し、多くの方が参加しやすい教室にする必要があります。

③ 健康相談

<進捗状況>

心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な助言を行い、家庭で健康管理ができるよう健康相談を実施しました。健康相談の実施により、町民の健康保持増進につながったと思われます。

<利用実績>

項目名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
開催回数	回	12	10	8
参加者数	人	217	168	185

<問題点・課題>

高齢者については、老人クラブ等関係者の協力を得ながら、相談内容の多様化等に配慮する必要があります。一般住民を対象とした健康相談の開催が1回であり、実施方法について検討する必要があります。

④ 健康診査事業

<進捗状況>

生活習慣病予防と早期発見を目的に健診を実施しました。健診・特定保健指導の実施により、町民の生活習慣病の重症化予防につながったと思われます。

<利用実績>

項目名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
特定健診受診者数	人	514	540	584	
特定健診受診者数受診率	%	33.1	35.4	40.0	
特定保健指導	積極的支援	人	対象 16→6	対象 21→9	対象 18→5
	動機づけ支援	人	対象 41→23	対象 40→21	対象 37→21
後期高齢者健診	人	81	87	90	
歯周疾患検診	人	44	46	54	
歯周疾患検診受診率	%	11.4	13.3	14.4	
肝炎ウィルス検診	B型	人	93	106	60
	C型	人	93	106	60

<問題点・課題>

健診受診者数はわずかですが増加傾向にあります。健診の重要性に対する住民意識が、まだまだ高まっていないため、今後も受診者数のアップを図るための取組が必要です。

⑤ 機能訓練

<進捗状況>

心身機能回復に必要な訓練を行うことにより、閉じこもり防止、要介護状態予防を目的に実施しました。

<利用実績>

項目名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実人数	人	4	4	6
延べ人数	人	185	184	224
実施回数	回	48	48	49

<問題点・課題>

健康増進事業では、対象者は 40～64 歳であり、29 年度から健康増進事業から外れたため平成 28 年度末で廃止としました。

⑥ がん検診

<進捗状況>

がんの早期発見を目的に集団検診の実施及び子宮頸がん検診・乳がん検診については個別検診として医療機関で実施した。対象者には年度当初に受診案内を個別に送付し、受診勧奨を行いました。

がん検診の結果、要精検者には、個別訪問・面接により受診指導を実施していません。

<利用実績>

項目名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
胃がん検診	人	383	357	341
肺がん検診	人	706	687	725
大腸がん検診	人	500	500	547
子宮がん検診	人	345	393	383
乳がん検診	人	407	424	487

<問題点・課題>

住民への「健康診断の必要性」、「早期発見の重要性」を広報などで普及啓発を進めているが住民意識の高揚になかなかつながらない。

⑦ 訪問指導

<進捗状況>

保健指導が必要な方に対し、保健師が訪問し、健康に関する必要な指導を実施してきました。訪問指導の実施により心身機能の低下、健康の保持増進につながったと思われます。

<利用実績>

項目名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
訪問指導	人	37	45	45

※上記実績数は、健康増進事業対象の満 64 歳以下の方とする。

⑧ 感染症予防

<進捗状況>

感染症対策として、65 歳以上の高齢者を対象にインフルエンザワクチン接種の費用を一部助成している。平成 26 年度から高齢者の肺炎球菌ワクチン接種が定期接種となり、全額助成している。肺炎球菌ワクチン接種の経過措置として、平成 27 年度から平成 30 年度までの間、満 65 歳から 5 歳刻みで 100 歳までを対象として、接種勧奨をしています。

(2) 健康づくり活動

① 住民の自主的な健康づくり活動の支援

<進捗状況>

地域における住民の自主的な健康づくり活動を推進し、住民の健康増進を図ることを目的に健康推進員を設置しています。健康推進員は、各種健診受診勧奨や健康教室への参加、広報活動を実施しています。

食生活改善推進協議会では、会員相互の親睦と資質の向上を図り、連絡を密にし、地域における食生活改善を推進し、住民の健康増進に寄与することを目的に街頭啓発、幼児・児童に対する食育教室、中学生に対する生活習慣病予防講演会、ふれあい祭りにおける減塩推進運動、高齢者への低栄養予防教室を実施しています。会議

への出席等を通じて、他市町村との交流も行なっています。住民の健康増進に寄与し、協議会の活動も会員の自主的な取組によって実施されています。

<利用実績>

■健康推進員

項目名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度
推進員数	人	7	8

■食生活改善推進員

項目名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
会員数	人	24	22	21
事業実施回数	回	15	22	18

②「健康日高 21」に基づく健康づくり活動の推進

<進捗状況>

健康増進計画「健康日高 21」（第 2 次）に基づき健康づくり事業を実施し、地域住民が元気にいきいきと生活できるよう取り組みました。29 年度は生活習慣に関するアンケートを実施しています。

健康ヘルスポイント事業やウォーキングなどの実施により、町民の健康づくりに関する知識の普及が進んでいます。

< 2 > 地域支援事業による介護予防の推進

(1) 新しい日常生活支援総合事業の推進

① 介護予防・生活支援サービス事業

1) 通所型サービス

<進捗状況>

現時点では、現行相当サービスのみの実施となっています。

<問題点・課題>

緩和型に参入できる事業所がほとんどない状態です。B型などの住民主体は、マンパワー、ボランティアが不足しているので実施が見込めない状況にあります。

2) 訪問型サービス

<進捗状況>

現時点では、現行相当サービスのみの実施となっています。

<問題点・課題>

緩和型に参入できる事業所がほとんどない状態です。B型などの住民主体は、マンパワー、ボランティアが不足しているので実施が見込めない状況にあります。

3) 配食サービス

<進捗状況>

かつては、地域支援事業として事業をしていたが栄養改善の目的からそれて、調理困難者の支援と様変わりしているのが現状であり一般財源化して事業を行っています。

社会福祉協議会に事業委託しており、高齢者のみの世帯へ配食するとともに、安否確認を実施しています。(安否確認の部分は、地域支援事業として活用している)

<利用実績>

項目名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
配食サービス 登録者数	人	36	39	40
配食数	食	3,055	3,511	3,937

4) 介護予防ケアマネジメント事業

<進捗状況>

二次予防事業は、一般介護予防事業に変更になりました。

二次予防事業対象者で必要な人に対して、「介護予防プラン」の作成を行いました。

② 一般介護予防事業

1) 介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業

<進捗状況>

- ・運動器機能向上教室（1クール12回×3クール）
- ・口腔機能向上教室（1クール7回×1クール）
- ・栄養改善教室（1クール5回×1クール）
- ・認知症予防教室（1クール12回×3クール）

<利用実績>

項目名		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度
運動器の機能向上	実人数	人	26	32	36
	延べ人数	人	248	339	355
栄養改善(延べ人数)		人	15	22	0
口腔機能の向上(延べ人数)		人	31	0	32
認知症予防教室 延べ		人	389	344	386

<問題点・課題>

口腔機能向上教室と栄養改善教室の参加者が少なく、一般住民の口腔と栄養が介護予防につながるという認識も低いと思われます。

2) 介護予防事業対象者の把握事業（旧二次予防事業対象者把握事業）

<進捗状況>

66歳、71歳、76歳の方に基本チェックリストを実施し（郵送）、事業対象者の把握に努めました。

二次予防対象者の方には、個別訪問を行い介護予防教室に勧奨したり、参加を希望されない方には介護予防リーフレットを渡し、家庭での自主的な取組を勧めました。

<利用実績>

項目名	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度
基本チェックリスト実施者数	人	311	339	248
二次予防事業対象者	人	70	85	46

<問題点・課題>

基本チェックリストの未返送者には訪問にて回収していますが、66歳の方は不在が多く、実態を掴むことが難しい状況にあります。

(2) 包括的支援事業

① 地域包括支援センター運営協議会の設置・運営

1) 総合相談支援事業・権利擁護事業

<進捗状況>

高齢者が安心して暮らすことができるよう地域における適切な保健、福祉、医療、介護サービス等につないでいます。相談業務は様々ですが、成年後見制度につないだり、介護保険サービス利用につなげています。

<利用実績>

項目名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
高齢者の総合相談事業	件	144	152	116
高齢者の権利擁護に関する対応件数	件	3	3	4

<問題点・課題>

困難ケースがほとんどであるため、解決するまでに時間と労力を必要とします。

2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

<進捗状況>

介護支援専門員からの困難ケースなどの相談に応じ、適切なアドバイスを行いました。

<利用実績>

項目名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数	件	7	8	6

<問題点・課題>

困難ケースが複雑多様化している中で、家族との関わり方や要介護（支援）者とのアプローチ方法など職員のスキルアップも求められる。

(3) 任意事業

① 家族介護支援事業

<進捗状況>

紙おむつ等支給事業の交付要件を、

- ①非課税世帯
- ②介護保険料の滞納がないこと
- ③要介護認定を要すること
- ④主治医意見書の寝たきり度判定がBまたはC
- ⑤主治医意見書の認知度判定ランクⅢ以上と一部改正しました。

広報誌等を通じて周知に努めており、申請者には制度の説明をして理解していただいています。

<利用実績>

項目名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
紙おむつ支給事業	人	25	20	22

<問題点・課題>

町内で介護用品を販売している事業所が少ない。購入指定事業者は2事業者としています。

② 成年後見制度等利用支援事業

<進捗状況>

成年後見制度の啓発・利用促進を行い、成年後見制度申立て支援を行っています。

成年後見制度等利用支援事業の情報提供を行っていますが、公費負担の利用者はいません。

<問題点・課題>

相談ケースがあるものの制度の理解、手続きが煩雑^{はんざつ}なことから普及していません。

③ 徘徊高齢者位置探索サービス事業

<進捗状況>

町内に住所を有し、かつ当町の被保険者であって要介護または要支援の認定があり、徘徊行動が見受けられる高齢者を介護する家族に対してGPS端末の貸与及び位置情報探索に係る利用料金の助成を行っています。

<利用実績>

項目名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数	人	4	4	5

<問題点・課題>

GPS端末の装着に苦勞されているようです。GPS端末を捨てないか心配されています。

3. めくもりのある地域づくりの推進

<1>生活を支える福祉サービスの推進

(1) 地域包括支援センターを中心にした地域ケア体制の拡充

① 地域包括ケア体制づくりの取組

1) 医療サービスとの連携

<進捗状況>

医療機関に設置されている地域医療連携室との連絡、連携を密にし、医療から介護サービスの適切な利用につなげるよう努めています。

2) 新しい地域密着型サービスの導入の検討

<進捗状況>

事業所がないため、利用していません。

3) 多様な住まいの確保の検討

<進捗状況>

民間事業者等の取組があれば助言、支援を行っています。平成 24 年6月1日から日高町内に住宅型有料老人ホーム「ふじの里」が開設されました。

<問題点・課題>

住宅型有料老人ホーム等が建設されれば、他の市町から転入される要支援の方の場合、日高町地域包括支援センターが他市町村住所地特例者のケアマネジメントを行うこととなるので事務負担が増加します。

4) 認知症高齢者支援対策の推進

<進捗状況>

認知症に関する相談に応じ、医療機関や介護機関へつなげています。また、成年後見制度の活用につなげ、申立て手続き等の支援を行っています。

<問題点・課題>

認知症高齢者の把握が十分にできていない点が課題です。

② 相談体制の充実

<進捗状況>

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるように、どのような支援が必要かを把握し、関係機関との連携を図り適切なサービス利用につなげています。

<利用実績>

項目名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
総合相談件数	件	144	152	116

<問題点・課題>

近頃の相談では、高齢者のみの世帯からの相談が増加し、家族関係が希薄となりキーパーソンが見つからないこともあります。一つの案件に時間を要し、相談業務の質も多岐にわたるため、地域包括支援センターの相談支援体制整備が課題です。

③ 関係機関とのネットワークづくり

<進捗状況>

介護事業所等の関係機関が集まる、地域ケア会議を開催し、研修会や事例検討等を行い、情報交換を行っています。

<問題点・課題>

医療機関との連携が十分ではない点が課題です。

(2) 自立を支援するサービス

① 生活管理指導員派遣

<進捗状況>

平成 29 年 4 月より要介護認定を受け「非該当」と認定された方が利用となりました。在宅で生活していくために、必要なサービスを提供することで、在宅生活を維持することができました。

<問題点・課題>

サービス内容は、介護保険の訪問介護の支援内容のみに変更になりました。

② 生活管理指導短期入所

<進捗状況>

概ね 60 歳以上の要介護認定で「自立」または「要支援」と判断された方で、基本的な生活習慣等の支援が必要な方などの利用があります。

虐待が疑われるケースや急を要する事案で利用していることがあります。また、養護老人ホームへの本入所決定が出るまでの利用もありました。

<利用実績>

項目名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
生活管理指導短期入所	人	1	0	1
	日	28	0	7

③ 生きがい活動支援通所事業

<進捗状況>

平成 29 年 4 月より要介護認定を受け「非該当」と認定された方が利用となりました。閉じこもりを予防し、人との交流の機会や運動の機会を持つことができました。

④ 寝具等洗濯乾燥消毒サービス事業

<進捗状況>

近年、実績はありません。

<問題点・課題>

寝たきりになると、在宅介護が厳しい状態となり施設に入所されるケースがしばしばあります。事業継続の検討が必要です。

⑤ 居宅改修補助事業

<進捗状況>

利用実績が少ないものの事業の継続実施を図っていきます。

(3) ひとり暮らし等を支援するサービス

① 緊急通報装置設置

<進捗状況>

概ね 65 歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯、もしくは障がい者のみの世帯に緊急通報装置を設置しています。

<利用実績>

項目名		単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
緊急通報装置設置	新規	件	10	6	6
	延	件	102	91	81
	廃止	件	15	17	16

② 日常生活用具の給付

<進捗状況>

利用者が少なく、事業実績も平成 23 年度を最後に平成 24 年度以降 0 件となっています。

電磁調理機器は、家電量販店で安価になっていることと、火災警報器は町社協のチャリティバザーの収益金からひとり暮らし等の高齢者世帯に設置していることから平成 28 年度末に廃止しました。

(4) 介護保険以外の施設サービス

① 養護老人ホーム

<進捗状況>

環境上及び経済的理由（政令で定める者に限る。）により、居宅において養護を受けることが困難な 65 歳以上の高齢者、また養護者がいない等の理由で、居宅で生活することが困難な方で町長が適当と認めた場合、措置しています。

<利用実績>

項目名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
養護老人ホーム入所者	人	14	11	10

<2> 高齢者の元気づくりの推進

(1) 生きがいくくりと社会参加の促進

① 生涯学習活動・スポーツ・レクリエーション活動

<進捗状況>

ゲートボール、グラウンドゴルフ大会を開催し、健康維持増進につなげています。

<実施状況>

項目名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
ゲートボール大会	回	2	2	2
グラウンドゴルフ大会	回	1	1	1

② 老人クラブなどの育成・補助

<実施状況>

項目名		単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
日高町老人クラブ 联合会	単位クラブ	クラブ	20	20	20
	会員数	人	2,098	1,905	1,865

③ その他行事・地域での活動

<進捗状況>

70歳以上の方を町主催の敬老会へ招待し、長寿を祝っています。90歳以上の方には、家庭訪問を実施し、記念品を贈呈しています。

<実施状況>

項目名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
対象者	人	1,751	1,702	1,676
うち 90 歳以上	人	174	187	204

<3> 高齢者の元気づくりの推進

(1) 安心・安全なまちづくり

① 地域安全・安心活動

<進捗状況>

民生委員の協力を得て、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、身体障害者等の災害弱者といわれる家庭を把握するため、災害時要援護者台帳の整備を行いました。

(2) 外出支援

<進捗状況>

75歳以上の高齢者を対象に、民間交通機関と共同で、バスまたはタクシー運賃を年額 12,000 円分の助成を行う、高齢者外出支援施行事業を平成 23 年度から

実施しています。通院や買物等にも活用されており、外出支援と買物弱者対策として検討しながら継続して実施しています。

平成 28 年度からは、年度当初の 12,000 円分を使い切れれば 10,000 円で 12,000 円分の利用チケットを購入することができるようになりました。

<利用実績>

項目名		単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
外出支援	対象者	人	1,257	1,257	1,256
	利用者	人	763	791	963

第4章 高齢者施策の方向

1. 主要な課題
2. 基本的な視点
3. 日高町のめざす高齢者の姿
4. 基本理念
5. 基本目標
6. 地域包括支援センターと日常生活圏域の設定
7. 施策の体系

1. 主要な課題

(1) 在宅医療・介護連携の推進

地域包括ケアシステムを稼働させるためには、医療関係者と介護関係者の連携が重要課題の一つとなります。

在宅医療・介護連携については、それぞれを支える保険制度が異なることなどにより、多職種間の相互の理解や情報の共有が十分にできていないことなど、必ずしも円滑に連携がなされていないという課題がありました。医療・介護の連携は、介護保険法の地域支援事業の包括的支援事業における在宅医療・介護連携推進事業として位置づけ、平成30年4月より全国的に取り組むこととなっています。

在宅医療・介護連携推進事業は、以下の8つの取組で構成されます。

①地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療・介護関係者が、照会先や協力依頼先を適切に選択、連絡できるようにするため、地域の医療機関、介護事業所等の住所、機能等を把握し、これまでに町が把握している情報を整理し、活用につなげていきます。

②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策等の検討を行います。

③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

医療と介護が必要になっても、住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けることができるよう、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療と在宅介護が切れ目なく提供される体制の構築をめざした取組を行います。検討した必要な取組について、地域の医療・介護関係者の理解と協力を得た上で、実現に向けた着実な進捗管理に努めます。

④医療・介護関係者の情報共有の支援

患者・利用者の在宅療養生活を支えるために、患者・利用者の状態の変化等に応じて、速やかな情報共有が行われることを目的に、情報共有ツールを整備するなど、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援します。

⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の運営を行い、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する事項の相談の受付を行います。また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、患者・利用者または家族の要望を踏まえた、地域の医療機関等・介護事業者相互の紹介を行います。さらに、相談対応の窓口設置やその役割が関係者等に明確に理解されるよう努めていきます。

⑥医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行います。また、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修会、介護関係者に医療に関する研修会を行います。

⑦地域住民への普及啓発

地域の在宅医療・介護連携を推進するには、医療・介護関係者の連携だけでなく、地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにすることも重要です。また、地域住民が終末期ケアのあり方や在宅での看取りについて理解することも、適切な在宅療養を継続するために重要であることから、在宅医療や介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。

⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

隣接する市町村の関係部局、日高振興局健康福祉部、医師会等の医療関係団体及び介護の関係団体、医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、広域連携が必要となる事項について検討していきます。

(2) 認知症施策の推進

認知症施策については、平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、新オレンジプランの基本的な考え方を法律上にも位置づけ、以下のような内容を介護保険法に規定しています。

- ① 認知症への理解を深めるための知識の普及や啓発
- ② 認知症の人の介護者への支援の推進
- ③ 認知症及びその家族の意向の尊重の配慮

このほか、特に医療との連携の観点からの関係団体との調整などについて、都道府県が市町村に適切に支援できるよう、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員等の認知症施策の推進に関する取組や権利擁護の取組に関する都道府県の市町村への支援を努力義務として規定されています。

認知症の人が住み慣れた地域での生活を続けるため、周囲の方々の認知症に対する正しい理解と温かい対応が望まれます。認知症高齢者を取り巻く全ての人が理解を深め、認知症の人の尊厳が保たれる地域づくりをめざします。

新オレンジプランの基本的考え方

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

7つの柱

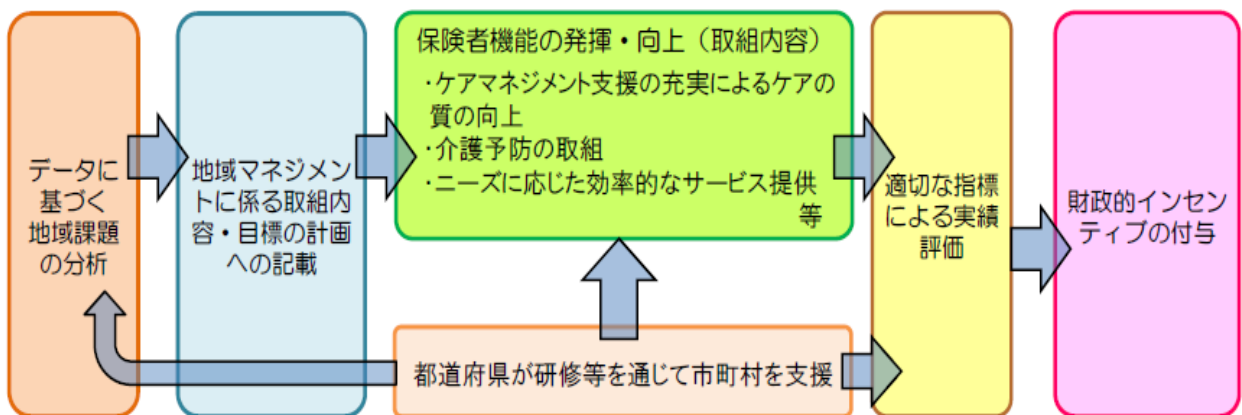
- ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 若年性認知症施策の強化
- ④ 認知症の人の介護者への支援
- ⑤ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- ⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視

(3) 介護予防の推進

高齢者が要支援・要介護状態になることの予防から、要支援・要介護認定者の重度化防止までの介護予防を切れ目なく推進していきます。

高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するためには、PDCAサイクルを活用して町の保険者機能を強化していくことが重要であり、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)において、以下の仕組みが創設されます。

- ①介護保険事業(支援)計画の策定に当たり、国から提供されたデータの分析の実施
- ②介護保険事業(支援)計画に自立支援・重度化防止等の取組内容及び目標を記載
- ③都道府県による市町村支援の規定の整備
- ④介護保険事業(支援)計画に位置づけられた目標の達成状況についての評価、公表及び報告
- ⑤財政的インセンティブの付与の規定の整備



町では、自立支援・重度化防止に向けた取組の目標として、以下の目標を設定し、目標の達成に向けて取り組んでいきます。

<自立支援・重度化防止の目標>

- ① 介護予防の普及と健康づくりの推進
- ② 認知症予防対策を図る
- ③ 高齢者の生きがい活動の支援

(4) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントや包括的支援事業等の実施を通じて、高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを推進することを目的としています。

地域包括ケアシステムにおける中核的な役割が期待されることから、現状の課題や今後求められる役割を十分に発揮できるよう、複合的に機能強化を図ります。

国では、全国統一の評価指標を策定し、全国の市町村及び地域包括支援センターを比較評価することで、個々の地域包括支援センターの業務の状況や量等の程度を市町村が把握でき、これを地域包括支援センター運営協議会等により、評価・点検できる仕組みの構築を予定しています。

また、高齢や障がいなどの複合化したニーズへの対応を強化する観点から、地域共生社会の実現に向けて、これまでの高齢者や障がい者等の「縦割り」の福祉サービスを「丸ごと」に転換し、地域住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、適切な支援を受けることができるよう包括的な支援体制を整備することが必要です。

町では、障がい者や子どもを担当する部局等と連携し、地域における包括的な支援体制を検討するとともに、地域包括支援センターの位置づけや役割を明確化し、地域包括支援センターが関係部局との連携を円滑に行うことができるよう、取り組んでいきます。

2. 基本的な視点

1 高齢期をいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防

高齢期をいきいきと元気に過ごせるよう、住民自らが主体的に健康づくりに取り組み、また、生活習慣病予防や介護予防についても、壮年者や高齢者全てが自らのこととして関心を持つことが重要であり、そうした住民の主体的な健康づくりや介護予防を促進・支援するための環境整備に取り組みます。

また、就労やボランティア活動、趣味の活動等に意欲を持つ人たちも今後増加するものと考えられることから、高齢期においても、地域とのかかわりを持ち続け、生きがいに満ちた生活を送ることができるように、地域活動の活性化と社会参加への機会の拡充を図ります。

2 住み慣れた地域で安心して暮らすための仕組みづくり

核家族化並びに住民のライフスタイルの多様化等を背景に、地域における人と人とのつながりがますます希薄化していくことが懸念される中、住民同士の助け合い・支え合いの仕組みがこれまで以上に重要になってくるものと考えられます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、地域包括支援センターを中心施設とし、高齢者の暮らしを支えるために必要となるサービスや仕組みについて検討しながら、地域の状況に応じた地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進します。

3 介護ニーズに対応するための介護保険事業の充実

高齢者、特に後期高齢者の増加に伴い、今後はますます要介護等認定者数やサービス利用者数が増加するなど、介護保険サービスに対するニーズが増大していくことが予想されます。

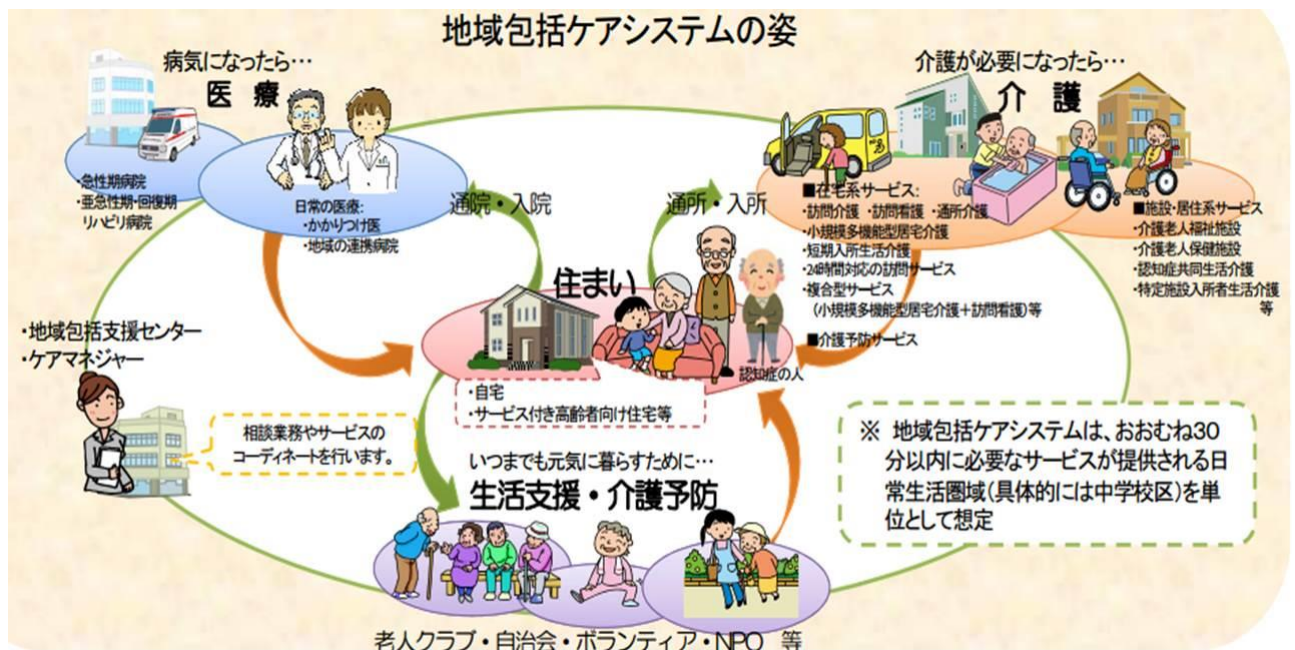
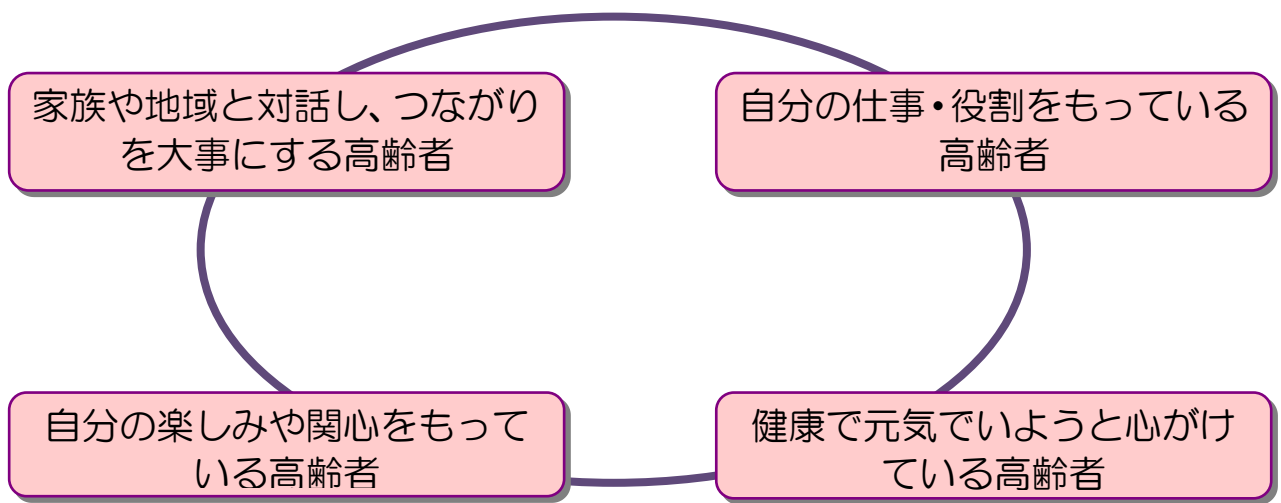
要支援・要介護者のニーズ等を踏まえながら、身近な地域で必要とする介護サービスを利用することができるよう、今後もサービスの質の向上と量的確保を図るとともに、介護保険制度の安定的かつ円滑な運用に努めます。

3. 日高町のめざす高齢者の姿

健康で活動的な高齢者の要素としては、「やること」や「楽しみを持っていること」、「健康に気をつけ、元気でいようと心がけていること」、そして、「家族や地域の人とつながりを持っていること」などが必要と考えられます。

今後も高齢者が「趣味」、「生きがい」を持ち続けて、様々な社会活動への参加や就労、自らが介護の担い手として活躍されることを期待しています。

◆日高町がめざす健康で活動的な高齢者の姿



※厚生労働省資料より

4. 基本理念

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、様々な面での安心づくりが重要な課題といえます。高齢者を取り巻く環境が変化する中、生活に関する不安が増大しており、不安を取り除くためには人や地域とのつながりや支え合いがますます重要となっています。

温かさは穏やかで心地よい程度が望ましく、高齢者を取り巻く環境がぬくもりを感じられる地域であるように、高齢者施策を推進していくことが目標です。このため、人のぬくもりを誰もが感じられるあたたかい地域づくりをめざし、前期計画に引き続き、次のとおり基本理念を設定し、町全体で推進していきます。

◆基本理念

人のぬくもり 誰もが感じる 日高町

5. 基本目標

目標1 介護予防と心身の元気づくりの推進

健康づくり事業と連携し、地域包括支援センターにおいて、地域支援事業による高齢者を対象とした介護予防事業を一層推進するとともに、包括的支援事業・任意事業により、高齢者やその家族を多様な面から支援する体制の充実を図ります。

そして、元気な高齢者を地域に活かす仕組みづくりなど、高齢者を支え、高齢者が活躍する場のさらなる拡充をめざします。

目標2 ぬくもりのある地域づくりの推進

高齢者が安心して地域で暮らしていけるように、地域包括ケアシステムの拡充に向けて、地域包括支援センターを中心に相談体制の充実や高齢者を支えるネットワークを生かした支援体制をさらに推進していきます。

高齢者やその家族が地域で安心して快適に暮らし続けることができるよう、まちづくりや安心・安全対策を推進します。

目標3 介護保険事業の推進

制度改正に対応した介護保険サービスはもとより、引き続き予防重視型の介護保険サービス、地域の実情にあわせた介護保険サービスの推進を図ります。

また、高齢者と地域が介護保険に関する理解をさらに深めるとともに、介護保険事業の適切な運用をめざします。

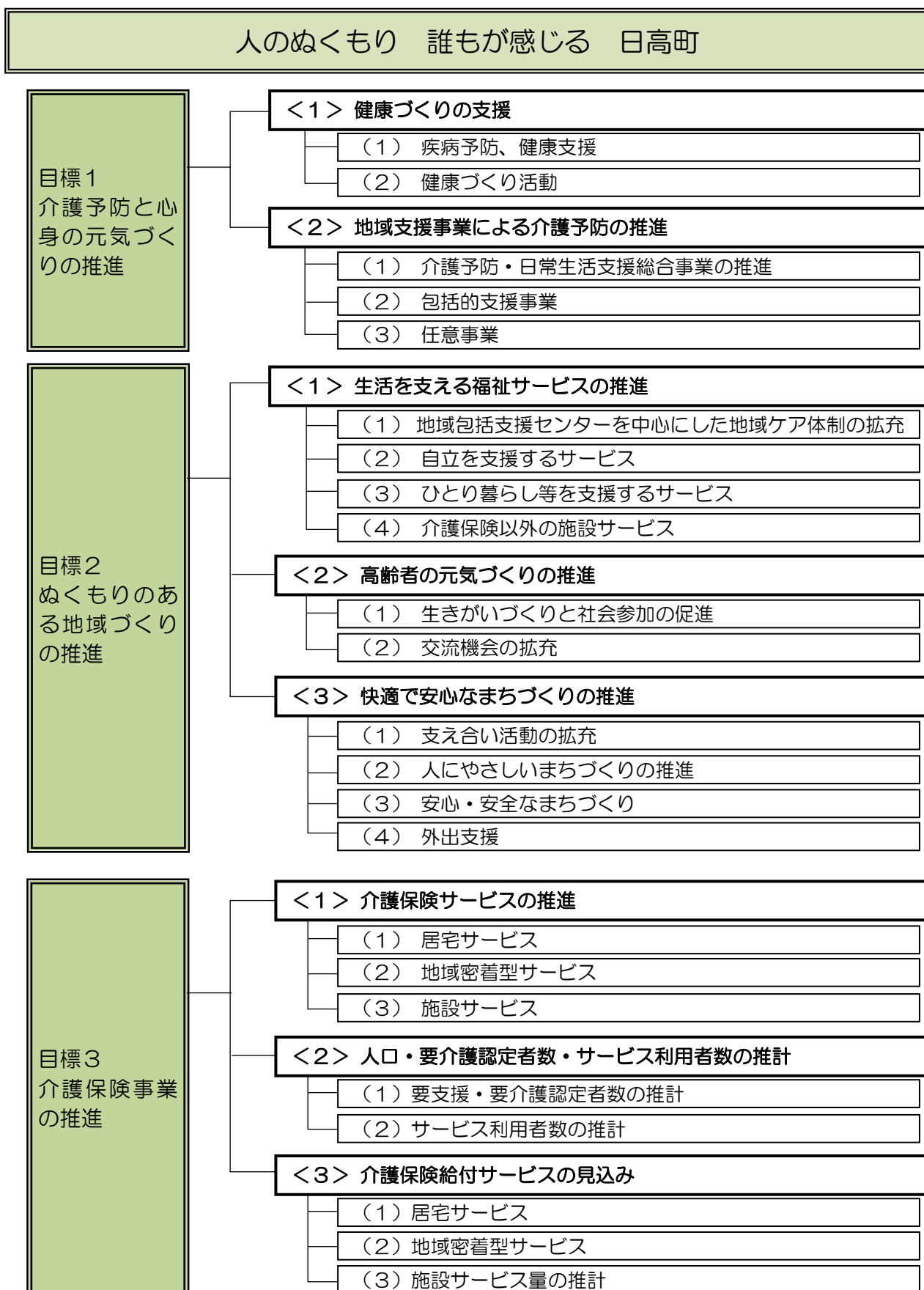
6. 地域包括支援センターと日常生活圏域の設定

介護予防と地域に密着した介護保険サービスを住み慣れた地域で利用できるようにするという観点から、平成 18 年度から介護サービス基盤の整備単位として「日常生活圏域」を設定し、地域包括支援センターを設置して地域支援事業を実施しています。

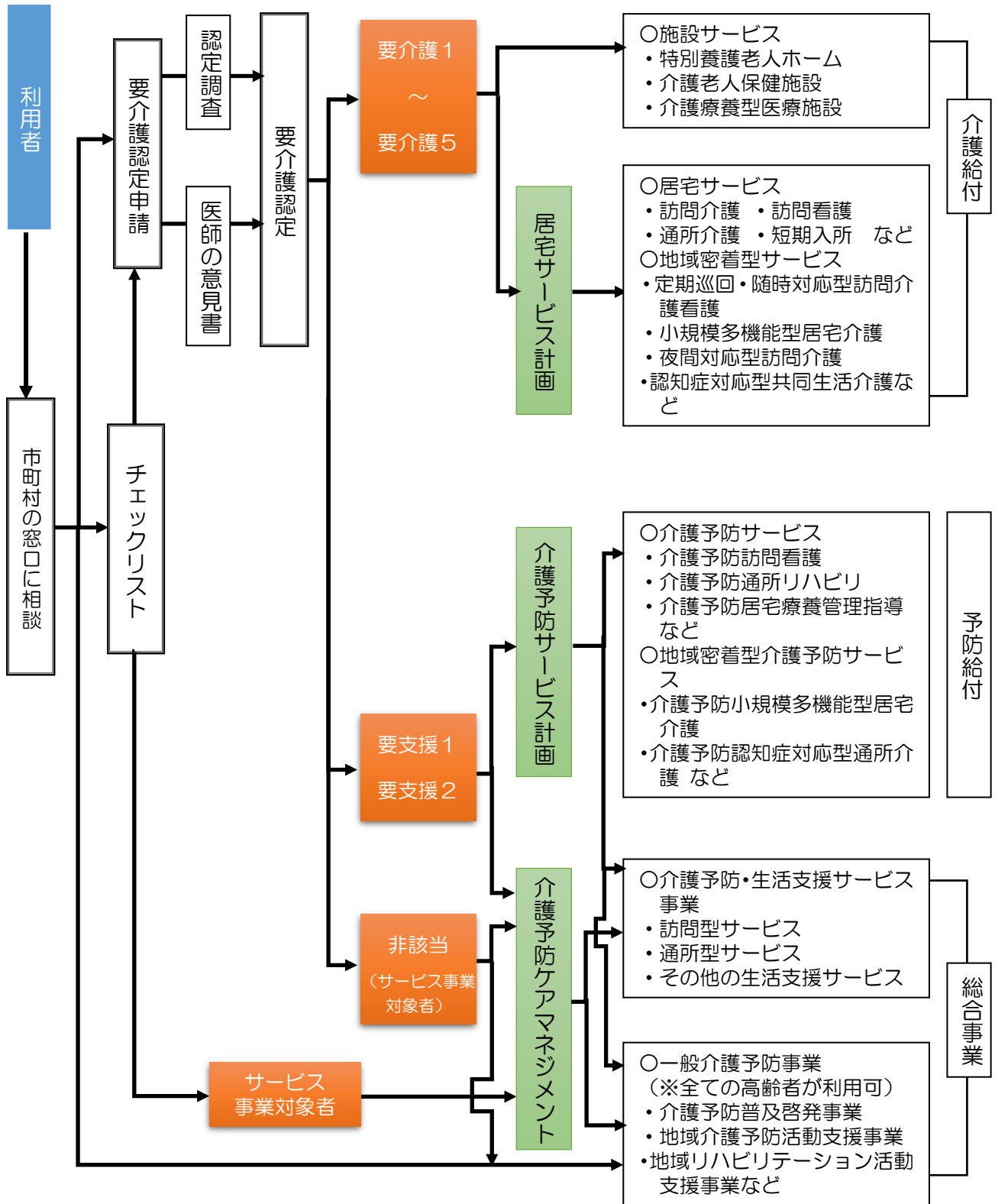
本町では、平成 18 年度より日高町地域包括支援センターを直営で1ヶ所設置し、同センターでは必須事業として包括的支援事業と指定介護予防支援事業を行っています。要支援者のケアプラン作成は、指定居宅介護支援事業所に一部委託して実施し、介護予防事業は介護予防事業サービス事業所に委託して連携と調整を図りながら実施しています。日常生活圏域については、地理的条件、人口・交通事情などの社会的条件、公的介護施設の整備状況、その他地域の実情を勘案する必要があり、町内全域を1圏域と設定しています。

本計画期間においては、現行の地域包括支援センターの体制と日常生活圏域の設定を継続して実施します。

7. 施策の体系



【介護サービスの利用手続きと枠組み】



第5章 施策の展開

1. 介護予防と心身の元気づくりの推進
2. ぬくもりのある地域づくりの推進
3. 介護保険事業の推進

1. 介護予防と心身の元気づくりの推進

< 1 > 健康づくりの支援

(1) 疾病予防、健康支援

① 健康手帳の交付

特定健診や特定保健指導等の記録、その他健康の保持増進のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療を受けられるよう40歳の方に交付しています。また、それ以外の方には健診受診時等に随時交付しています。健康手帳の交付は、平成20年度から健康増進法において実施しており、住民に活用してもらえる手帳となるように、配布・活用の方法を検討して進めていきます。

② 健康教育

各地区の老人クラブ会員を対象とした健康教育を健康相談と同時に実施しています。一般住民対象の健康教育については、健康増進法に基づき、生活習慣改善目的の運動教室等を実施しています。

今後も、介護予防、高齢者の健康の保持・増進のため、継続して実施します。

③ 健康相談

高齢者の健康相談の機会としては、各地区老人クラブ会員を対象に開催しています。健康相談は健康増進法に基づき、一般住民を対象に実施しています。

④ 健康診査事業

町では、40～74歳の国保加入者には、集団健診と医療機関での個別健診を併用した特定健診を実施しています。75歳以上の住民については、後期高齢者医療制度における健診を医療機関で行っています。また、特定健診の受診結果で生活習慣の改善が必要な方を対象に、特定保健指導を実施しています。町で実施している特定健康診査は40～74歳の国保加入者であることから、継続して健診体制や周知方法を検討して受診を勧奨します。

歯周疾患検診は40～70歳の節目健診時に実施しており、継続して実施します。

⑤ がん検診

がんは死因で最も多いことから、平成 19 年度にがん対策基本法が施行され、国・県で目標が掲げられています。平成 20 年度からは健康増進事業として実施しており、早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的に実施。平成 27 年度から健康推進員を委嘱して、がん検診の受診率向上をめざします。

⑥ 訪問指導

平成 20 年度より健康増進事業の一環として、64 歳以下の訪問指導は、がん検診の要精検者やその他訪問指導が必要な方に対して保健師が実施しています。

今後も、保健指導が必要な方々の生活習慣等を踏まえて、効果的な指導ができるよう取り組みます。

⑦ 感染症予防

65 歳以上の高齢者を対象にした予防接種として、インフルエンザワクチン接種の費用を一部助成しており、また平成 26 年 10 月から成人用肺炎球菌ワクチンが定期接種となり、全額助成しています。今後も感染症予防のための予防接種を勧奨します。

(2) 健康づくり活動

① 住民の自主的な健康づくり活動の支援

健康推進員を委嘱し、健診受診勧奨、町健康づくり事業への参加、住民への開催案内配布及び参加の呼びかけにより、『住民の生活習慣病の発症』、『重傷化』を予防し、介護保険、医療保険の利用を抑制することをめざします。

食生活改善推進協議会では、住民の生涯における健康づくりをめざして、子どもから高齢者までが健全な食生活を実践できるよう幅広く食育活動を行っています。地域の健康づくりのリーダーとして、自主的な活動が定着するように支援します。

② 「健康日高21」に基づく健康づくり活動の推進

「健康日高21」に基づき、健康づくり事業を展開するとともに、地域の特性を活かした行事、啓発、健康づくり等の取組を推進していきます。

また、心の健康づくり、自殺予防対策などについて啓発に努めます。

＜2＞ 地域支援事業による介護予防の推進

（1） 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

① 介護予防・生活支援サービス事業

1) 通所型サービス

従前の予防給付のサービスを継続するとともに、サービス事業所が新たな緩和型に対応できれば緩和型に対しても柔軟に検討していきます。

2) 訪問型サービス

従前の予防給付のサービスを継続するとともに、サービス事業所が新たな緩和型に対応できれば緩和型に対しても柔軟に検討していきます。

3) 介護予防ケアマネジメント事業

予防給付（対象：要支援1・2）に関するケアマネジメントは、地域包括支援センターが中心に実施し、一部を居宅介護支援事業所に委託しています。今後も関係機関との連携に努め、介護予防支援を実施していきます。

② 一般介護予防事業

1) 介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業

介護予防に関する基本的な知識を65歳以上の高齢者に広く普及し、実践につなげることが重要であることから、介護予防に関するリーフレットを活用して、集団健診や高齢者の訪問時に介護予防に関する啓発を行っています。また、通所型の運動器の機能向上の教室、認知症予防教室を開催しており早期から介護予防に取り組めるよう教室への参加を勧めています。運動教室修了者については継続して介護予防に取り組めるよう、サークル活動を支援しています。今後もサークル活動の支援をはじめ、早期から自主的な介護予防の取組が実践できるよう啓発に努めます。

(2) 包括的支援事業

① 地域包括支援センターの運営

1) 総合相談支援事業・権利擁護事業

地域の高齢者が介護保険に関する内容、または権利擁護など介護保険以外の内容について様々な形で相談でき、支援できるように対応に努めています。相談件数は増加しており、高齢化の進行や相談内容の複雑化などが見込まれることから、地域のネットワークづくりを進め、地域の中で連携できる体制の拡充を図ります。

高齢者の虐待防止や権利擁護に関する相談及び対応について、関係機関と連携しながら適切な対応に努めます。

2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域のケアマネジャーの後方支援を行うことを目的として、ケアマネジャーへの個別相談や困難ケースの助言等を行っており、今後も継続して実施します。

3) 介護予防ケアマネジメント事業

(3) 任意事業

① 家族介護支援事業

介護を担う家族の身体的・経済的負担を軽減するための事業として、家族介護慰労金の支給と、紙おむつ等支給事業を実施しています。紙おむつ等支給事業は、在宅で介護が必要な高齢者で所得税及び住民税非課税世帯の人を実際に介護している家族を対象に、介護負担の軽減と介護される高齢者等の生活の質の向上を図る目的で実施しており、平成 25 年度からは支給対象を在宅者に加え、グループホーム・ケアハウス入居者に拡大して実施しています。

一方、家族介護慰労金は国の定める要件に該当する対象者が少ない現状です。

② 成年後見制度等利用支援事業

低所得の高齢者や身寄りのいない高齢者が成年後見制度の申立てをする場合には、町長が申請することになり、それに係る経費や成年後見人等の報酬の助成を行う事業です。今後の利用を想定して相談や利用に対応できるように努めます。

③ 徘徊高齢者位置探索サービス事業

徘徊行動のみられる高齢者家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としてGPS端末の貸与及び位置情報探索に係る利用料金の助成を行います。

2. むくもりのある地域づくりの推進

< 1 > 生活を支える福祉サービスの推進

(1) 地域包括支援センターを中心にした地域ケア体制の拡充

① 地域包括ケア体制づくりの取組

1) 医療サービスとの連携

町内及び近隣市町の医療機関と連携して、医療分野と福祉分野の連携を深め、介護保険の訪問看護の充実、介護予防の啓発を行います。

2) 新しい地域密着型サービスの導入の検討

24 時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスと看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）が、平成 24 年度から地域密着型サービスに創設されました。近隣市町にサービス提供事業者がなく、サービス提供の予測ができないことから、第 7 期計画期間における利用量は見込まないものとします。今後は、継続的利用者のニーズと事業者の参入意向を把握しながら、サービスの必要性等を検討します。

3) 認知症高齢者支援対策の推進

認知症高齢者対策について、近年は介護予防や健康づくりの講座に認知症予防を取り入れて実施するなど啓発を行っています。認知症サポーター養成講座を積極的に開催し、地域で関わる人を増やしていくことや、認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の啓発に努め、地域で認知症を理解し、支える活動につなげていきます。

圏域内の国保日高病院は、県の認知症疾患医療センターとして、鑑別診断及び急性期医療、専門医療相談等を実施するとともに、保健医療・介護関係者への研修等を行い、地域における認知症疾患の拠点となっており、町行政、保健医療・介護機関等と連携が図られてきています。

認知症のある高齢者、家族等を支える取組については、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護事業について周知を図り、相談窓口等での適切な対応に努めます。

② 相談体制の充実

地域包括支援センターが総合相談窓口として適切な対応に努めるとともに、他の相談窓口からの相談をつなぎ、つなげる役割を担います。あわせて、高齢者とその家族に相談窓口の周知を図ります。

③ 関係機関とのネットワークづくり

医療機関やケアマネジャーなど、関係機関との連携を図ります。

(2) 自立を支援するサービス

① 生活管理指導員派遣

概ね 65 歳以上の要介護認定で自立と判断された方で、基本的な生活習慣等の支援が必要な方に生活管理指導員を派遣して日常生活を支援するものです。今後の要介護認定の状況等を踏まえ、必要な方が利用できるように継続して実施します。

② 生活管理指導短期入所

概ね 65 歳以上の要介護認定で自立または要支援と判断された方で、基本的な生活習慣等の支援が必要な方、または身体上の障がいにより日常生活に著しく障がいがある方が、短期間入所して支援を受けられるサービスです。原則として 7 日以内を限度として実施しています。高齢者虐待事例の対応時の利用等も勘案して、継続して利用できる体制を維持します。

③ 生きがい活動支援通所事業

要介護認定で自立と判定された 65 歳以上の高齢者やひとり暮らしの高齢者に対して、閉じこもりを解消し、日常生活動作訓練や生活指導による介護予防に取り組むため、生きがい活動支援のデイサービスを継続して実施します。

④ 寝具等洗濯乾燥消毒サービス事業

概ね 65 歳以上の在宅で寝たきりの高齢者等を対象に、在宅で介護が必要な高齢者の生活の質の向上と介護者の負担軽減を図る目的で、ふとん等の寝具を年に 1 回、乾燥・消毒するサービスを実施しています。今後も継続して実施し、サービスの周知を図ります。

⑤ 居宅改修補助事業

高齢者向け住宅改修に関する相談に応じるとともに、介護保険給付の住宅改修費の限度を超えた居宅改修費を一部助成する居宅改修補助事業を、継続して実施します。

(3) ひとり暮らし等を支援するサービス

① 緊急通報装置設置

概ね 65 歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯、もしくは障がい者のみの世帯に緊急通報装置を設置しています。高齢者世帯の動向を把握しながら、適切な利用を促進します。

(4) 介護保険以外の施設サービス

① 養護老人ホーム

65 歳以上で、環境上及び経済的理由（政令で定める者に限る。）により、居宅において養護を受けることが困難な者、また養護者がいない等の理由で、居宅で生活することが困難な方で町長が適当と認めた場合、措置しています。圏域内の養護老人ホームは定員 110 人で設置されており、日高町の利用者は圏域内の養護老人ホームを利用しています。今後は入所者の高齢化を踏まえ、適切な対応に努めます。

＜2＞ 高齢者の元気づくりの推進

（1） 生きがいづくりと社会参加の促進

① 生涯学習活動・スポーツ・レクリエーション活動

多くの高齢者が意欲的な学習活動を行っており、高齢者が共に学び、教えたり教えられたりする場面もみられるようになりました。このように何か関心を持って様々な学習活動やペタンクやグラウンドゴルフなどのスポーツ・レクリエーション活動に参加する高齢者は活動的で元気であり、さらに活躍の場を広げて地域にも元気を分けてくれるはずです。

このため、学習活動やスポーツ・レクリエーション活動に多くの高齢者がさらに参加し、意欲的な活動ができるように支援し、学習の成果ややる気を地域に活用する範囲が広がるように取り組みます。

② 老人クラブなどの育成・補助

高齢者の健康づくり、地域交流活動を行っている単位老人クラブと老人クラブ連合会に、活動費の補助をして支援しています。平成28年度末で20クラブ、会員数は1,865人となっています。今後も、活動の幅を広げられるように支援していくとともに、参加のきっかけづくりに取り組みます。

③ その他行事・地域での活動

敬老会は、例年1,700人前後の高齢者が参加の対象となっており、継続して実施できるように取り組みます。

また、健康づくりや地域づくりなど様々な活動に高齢者の参加ができるよう気軽に過ごせる『ふれあいの場』づくりや外出支援などもあわせて検討していくことが重要です。

(2) 交流機会の拡充

高齢者が子や孫世代とともに過ごすことは、高齢者だけでなく他の世代にも大切なことです。高齢者との世代が交流したり、共に活動できる場を様々な場面で拡充できるように努めます。今後は、地域での活動を支援するとともに、高齢者が気軽に集まれる場の拡充を促進します。

<3> 快適で安心なまちづくりの推進

(1) 支え合い活動の拡充

町社会福祉協議会等と連携し、元気な高齢者が見守りの必要な高齢者を支える取り組み、自治会（区）活動、老人クラブ活動などを巻き込みつつ、地域での支え合い、気軽に集まれる居場所づくり等を検討してまいります。

(2) 人にやさしいまちづくりの推進

高齢者、障がい者に限らず、あらゆる人が障壁（バリア）に妨げられることなく生活し、活動できるように様々な人々の活動に配慮した環境の整備（まちのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化）の整備促進に努めます。

(3) 安心・安全なまちづくり

① 地域安全・安心活動

交通安全、防犯、防災対策は、地域の協力なくしては難しく、地域のつながりや日常적인見守り活動が、自らの生活を守ることと再認識されるようになりました。高齢者世帯やひとり暮らし世帯が増加する中、高齢者自身の意識に働きかけるとともに、民生委員等地域との連携を図りながら、見守り活動が効果的に展開できるように取り組みます。

高齢者だけの世帯では、災害等への不安が増大していることが考えられるため、高齢者や障がい者など災害時に支援が必要な高齢者の対策を、日高町地域防災計画

に基づき推進します。また、災害時に支援が必要な高齢者・障がい者等の状況の把握に努めます。

また、住宅用火災警報器の設置について、町社会福祉協議会主催のチャリティバザー収益金による設置とあわせて、設置を促進します。

② 町社会福祉協議会の活動支援

地域福祉活動の拠点である町社会福祉協議会は、多様な活動・事業を展開しています。このような地域の活動はますます重要度が増しており、今後も広く住民の理解と参加促進に取り組みます。そのためにも、福祉の心を育て、実践するボランティアの育成が特に重要です。今後も、小中学生のボランティア活動をはじめ、ネットワーク推進活動等の支え合い活動の連携を図りながら促進します。

あわせて、高齢者のことを知り、温かい心で人と接することができるように、ボランティア活動や福祉教育の推進活動を支援します。

(4) 外出支援

高齢者が住み慣れた日高町で元気に安心して暮らせるように、75歳以上の高齢者を対象に、バスまたはタクシー運賃を年額12,000円分の助成を行う、高齢者外出支援施行事業を平成23年度から実施しています。通院や買物等にも活用されており、外出支援と買物弱者対策として検討しながら継続して実施します。

平成28年度からは、年度当初の12,000円分を使い切れれば10,000円で12,000円分の利用チケットを購入することができるようになりました。

3. 介護保険事業の推進

< 1 > 介護保険サービスの推進

(1) 居宅サービス

① 訪問介護

ホームヘルパーが訪問し、食事・排泄などの身体介護や掃除・洗濯などの生活援助を行うサービスです。

② 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

ホームヘルパーが訪問し、食事・排泄などの身体介護や掃除・洗濯などの生活援助を行うサービスです。

③ 訪問看護／介護予防訪問看護

看護師等が自宅を訪問し、病状の観察や療養上のお世話をを行うサービスです。

④ 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

リハビリテーションの専門職が自宅を訪問して、リハビリテーションを行うサービスです。

⑤ 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

⑥ 通所介護

通所介護施設で入浴や食事の提供や介護、機能訓練、レクリエーション等を行うサービスです。

⑦ 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

医療機関や介護老人保健施設に通い、日帰りでリハビリテーションを行うサービスです。

⑧ 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴、排泄などの日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

⑨ 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴、排泄などの日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

⑩ 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

車いす、特殊寝台、歩行補助つえなどの福祉用具を貸し出すサービスです。

⑪ 特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売

入浴や排泄などに使用する福祉用具を、指定を受けた事業所で購入したときに、年間 10 万円を上限に購入費の 7～9 割を支給するサービスです。

⑫ 住宅改修費／介護予防住宅改修

住み慣れた家で安全に生活するために、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修を行ったときに、20 万円を上限に改修費用の 7～9 割を支給するサービスです。

⑬ 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

軽費老人ホームなどに入所している方が、食事や入浴などの介護や機能訓練及び療養上の世話を受けます。

⑭ 居宅介護支援／介護予防支援

ケアマネジャーなどが利用者、家族、関係事業者などと協議して、居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画の作成などを行うサービスです。

(2) 地域密着型サービス

① 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者に対して、日帰りで入浴、食事の提供、機能訓練などを行うサービスです。

② 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

「通所サービス」を中心に「訪問」や「泊まり」を組みあわせ、本人の心身の状況や希望に応じ、入浴、排泄、食事などの介護や機能訓練などを行うサービスです。

③ 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が家庭的な環境の中で少人数で共同生活をしながら、日常生活上の介護・援助を受けるサービスです。

④ 夜間対応型訪問介護

夜間の定期巡回や通報により、ホームヘルパーが訪問して、日常生活上の世話などを行うサービスです。

⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護の高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、利用者からの通報により、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

⑥ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組みあわせ、一つの事業所が提供する地域密着型サービスです。

⑦ 地域密着型通所介護

定員 18 人以下の通所介護事業所において、入浴や食事の介護、機能訓練等を行って日帰りで行うサービスです。

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

常に介護が必要で、自宅での介護が難しい方が入所して、日常生活の介助などを受けます。(原則、要介護3以上の方が入所対象)

② 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリテーションが必要な方が入所して、介護や機能訓練などを行うなど、家庭への復帰を支援するサービスです。

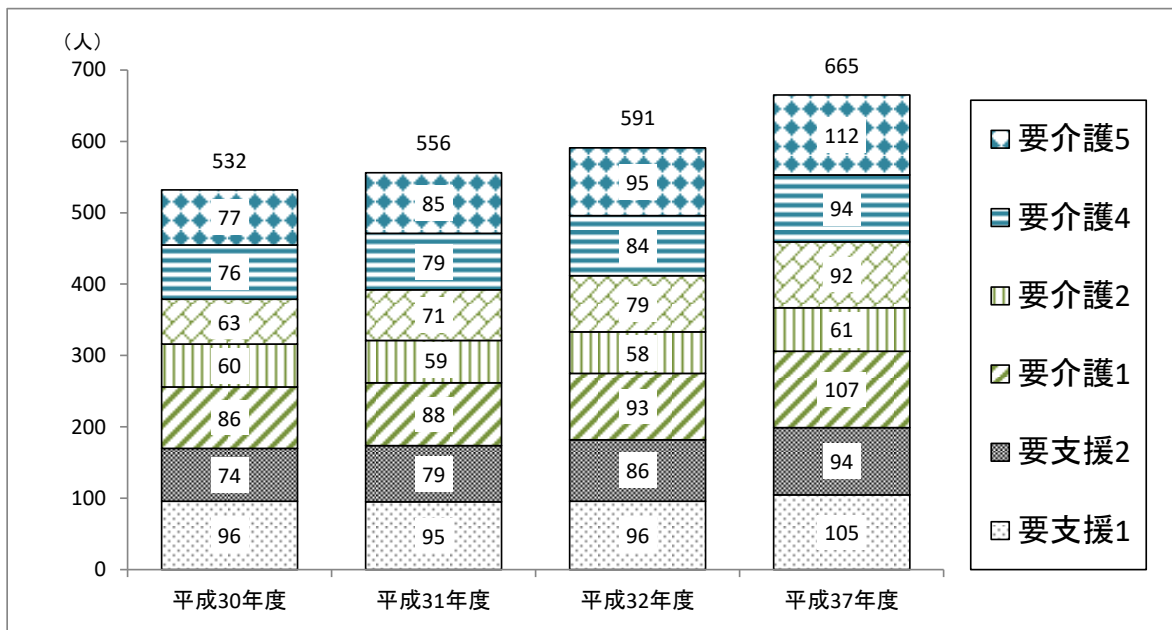
③ 介護療養型医療施設・介護医療院

病状が安定し、長期間の療養が必要な方が入所して、医療や看護または介護などを受けることができるサービスです。

< 2 > 人口・要介護認定者数・サービス利用者数の推計

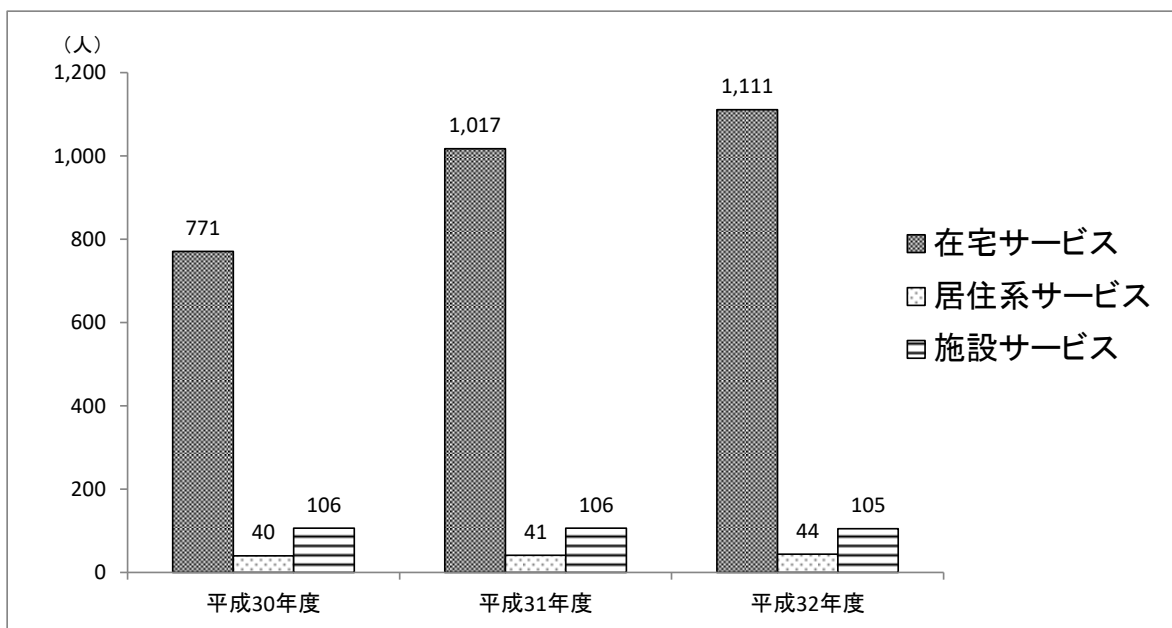
(1) 要支援・要介護認定者数の推計

第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は高齢者数とともに増加し、平成30年度の532人から平成32年度は591人に増加することが見込まれます。



(2) サービス利用者数の推計

平成30年度は在宅サービス利用者が771人、居住系サービス利用者（特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護）が40人、施設サービス利用者が106人で、平成32年にかけて、在宅サービス利用者の増加が見込まれています。



< 3 > 介護保険給付サービスの見込み

(1) 居宅サービス

居宅サービスの量の推計に当たっては、国が提供している「見える化」システムを活用し、平成27年度から29年度にかけての認定率や利用率の伸び及び政策的な判断を基に、今後のサービス利用の推移を見込みました。

●介護予防サービス（予防給付）の見込み

			計画期間			平成 37年度
			平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
1	介護予防 訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0
		回数	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0
2	介護予防訪問看護	給付費	1,297	1,298	1,689	1,689
		回数	38.0	38.0	49.0	49.0
		人数	4	4	5	5
3	介護予防訪問 リハビリテーション	給付費	3,035	3,022	3,013	2,987
		回数	87.3	87.0	86.8	86.5
		人数	7	7	7	7
4	介護予防 居宅療養管理指導	給付費	409	546	546	682
		人数	3	4	4	5
5	介護予防通所 リハビリテーション	給付費	2,657	2,658	2,658	2,658
		人数	7	7	7	7
6	介護予防 短期入所生活介護	給付費	232	232	232	232
		日数	4.0	4.0	4.0	4.0
		人数	4	4	4	4
7	介護予防短期入所 療養介護(老健)	給付費	0	0	0	0
		日数	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0
8	介護予防短期入所 療養介護(病院)	給付費	0	0	0	0
		日数	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0
9	介護予防 福祉用具貸与	給付費	2,246	2,475	2,704	2,812
		人数	39	43	47	49
10	特定介護予防 福祉用具販売	給付費	425	425	425	425
		人数	2	2	2	2
11	介護予防住宅改修	給付費	1,492	1,492	1,492	1,492
		人数	2	2	2	2
12	介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費	14,006	14,681	14,681	21,353
		人数	13	14	14	20
13	介護予防支	給付費	4,467	4,201	3,987	3,987
		人数	84	79	75	75

※給付費は年間累計の金額(単位は千円)、回(日)数は一月当たりの数、人数は一月当たりの利用者数

●居宅サービスの見込み

			計画期間			
			平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
1	訪問介護	給付費	46,994	50,548	57,376	67,587
		回数	1,620.2	1,728.6	1,955.6	2,317.2
		人数	61	61	63	70
2	訪問入浴介護	給付費	1,239	1,145	1,269	671
		回数	8.9	8.2	9.1	4.7
		人数	3	3	4	6
3	訪問看護	給付費	17,068	17,789	16,751	18,558
		回数	346.8	331.2	300.2	315.4
		人数	50	62	62	61
4	訪問リハビリテーション	給付費	872	873	873	873
		回数	25.0	25.0	25.0	25.0
		人数	2	2	2	2
5	居宅療養管理指導	給付費	2,164	2,379	2,767	3,286
		人数	19	22	26	32
6	通所介護	給付費	114,956	116,164	121,281	101,790
		回数	1,117.1	1,105.4	1,126.3	906.9
		人数	144	166	195	238
7	通所リハビリテーション	給付費	18,961	18,956	18,503	17,817
		回数	168.0	164.2	158.0	151.0
		人数	23	25	27	30
8	短期入所生活介護	給付費	71,028	79,221	85,937	96,176
		日数	710.4	790.2	854.6	953.6
		人数	98	107	114	125
9	短期入所療養介護 (老健)	給付費	5,642	5,449	5,254	5,872
		日数	43.1	41.4	39.7	44.7
		人数	5	5	5	6
10	短期入所療養介護 (病院)	給付費	0	0	0	0
		日数	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0
11	福祉用具貸与	給付費	19,988	23,359	27,759	27,941
		人数	120	139	162	158
12	特定福祉用具販売	給付費	1,214	1,926	2,428	1,879
		人数	3	5	6	6
13	住宅改修費	給付費	1,719	1,719	1,719	1,719
		人数	2	2	2	2
14	特定施設入居者 生活介護	給付費	50,191	50,186	56,795	88,108
		人数	21	21	24	33
15	居宅介護支援	給付費	34,631	38,500	42,483	42,373
		人数	216	237	259	259

※給付費は年間累計の金額(単位は千円)、回(日)数は一月当たりの数、人数は一月当たりの利用者数

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスの量の推計に当たっては、国が提供している「見える化」システムを活用し、平成27年度から29年度にかけての認定率や利用率の伸び及び政策的な判断を基に、今後のサービス利用の推移を見込みました。

●地域密着型介護予防サービスの見込み

			計画期間			
			平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
1	介護予防認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0	0
		回数	0.0	0.0	0.0	0.0
		人数	0	0	0	0
2	介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0
3	介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0

※給付費は年間累計の金額(単位は千円)、回数は一月当たりの数、人数は一月当たりの利用者数

●地域密着型サービスの見込み

			計画期間			
			平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0
2	夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0
3	認知症対応型通所介護	給付費	7,170	6,813	6,813	8,516
		回数	67.0	68.0	68.0	85.0
		人数	4	4	4	5
4	小規模多機能型居宅介護	給付費	10,099	10,103	10,103	24,842
		人数	5	5	5	10
5	認知症対応型共同生活介護	給付費	17,364	17,665	17,371	27,549
		人数	6	6	6	10
6	地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0
7	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0
8	看護小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0
9	地域密着型通所介護	給付費	9,763	12,836	13,828	20,482
		回数	94.2	124.0	135.7	198.7
		人数	16	20	22	31

※給付費は年間累計の金額(単位は千円)、回数は一月当たりの数、人数は一月当たりの利用者数

(3) 施設サービス量の推計

施設サービスの量の推計に当たっては、圏域内施設の整備量や、施設の利用状況を勘案し見込んでいます。

介護療養型医療施設については、経過措置期間が6年間延長されることから現状の整備量で見込んでいます。

●施設サービスの見込み

		計画期間				
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度	
1	介護老人福祉施設	給付費	246,238	246,349	246,349	277,872
		人数	80	80	80	90
2	介護老人保健施設	給付費	70,333	70,364	70,364	108,169
		人数	25	25	25	37
3	介護医療院	給付費	0	0	4,244	4,244
		人数	0	0	1	1
4	介護療養型医療施設	給付費	4,242	4,244	0	
		人数	1	1	0	

※給付費は年間累計の金額(単位は千円)、人数は一月当たりの利用者数

第6章 介護保険制度の円滑な運営

1. 標準給付見込額
2. 第1号被保険者の保険料基準額の算定
3. 介護保険事業の適正な運用
4. 介護保険サービスの質の向上
5. 計画の推進体制

1. 標準給付見込額

第7期介護保険事業計画期間である平成30年度から平成32年度までについて、介護サービス総給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料等を以下のように見込みます。

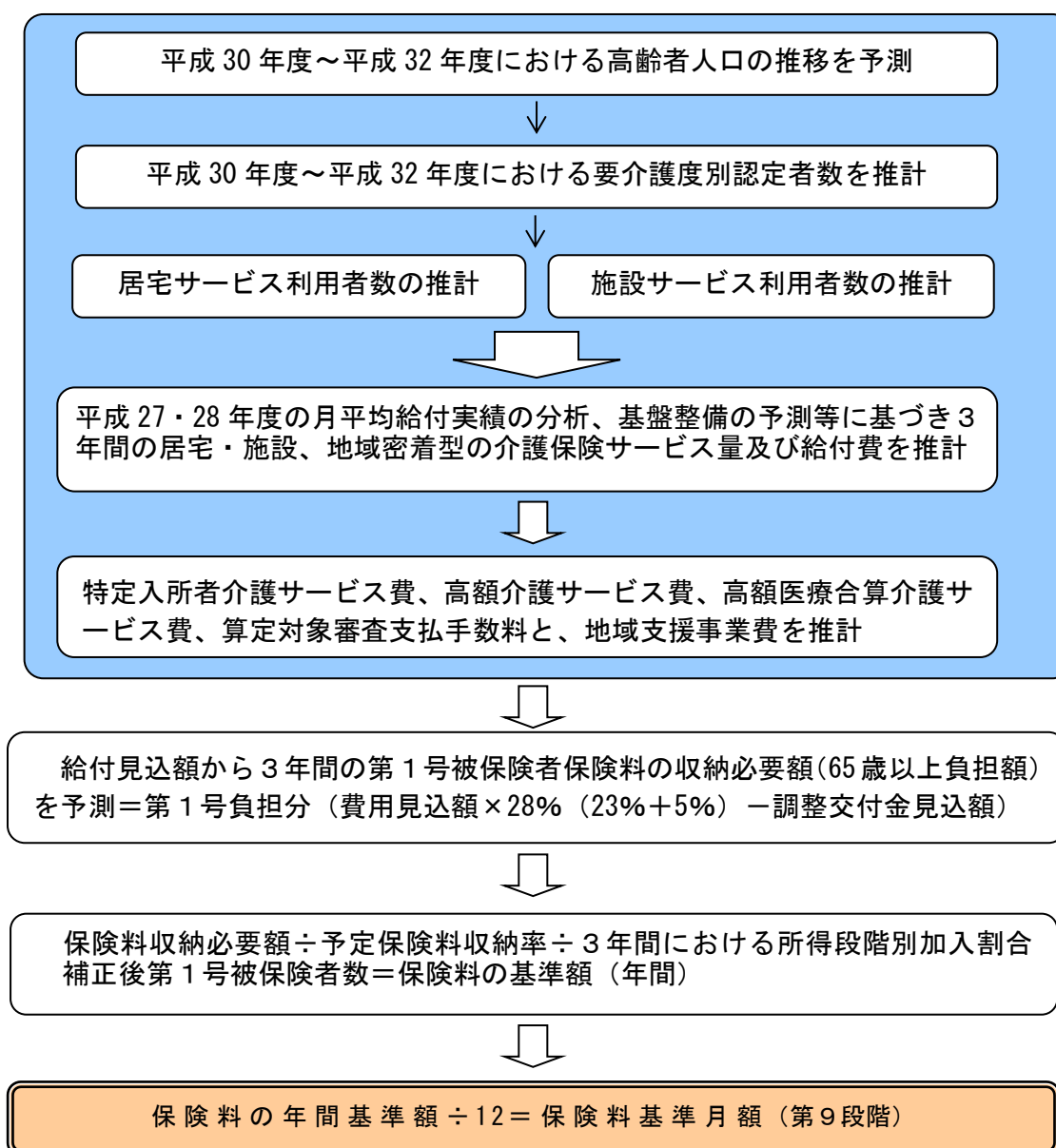
(単位:千円※審査支払手数料単価は円)

	計画期間				平成 37年度
	合計	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
標準給付費見込額(A)	2,669,811	851,741	886,757	931,313	1,074,534
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	2,460,231	781,881	816,897	861,453	1,007,774
総給付費	2,431,454	782,142	807,618	841,694	984,641
一定以上所得者の利用者負担 の見直しに伴う財政影響額	1,115	261	413	442	498
消費税率等の見直しを勘案した 影響額	29,892	0	9,691	20,201	23,631
特定入所者介護サービス費等給付 額(資産等勘案調整後)	145,800	48,600	48,600	48,600	48,600
特定入所者介護サービス費等給付額	145,800	48,600	48,600	48,600	48,600
補足給付の見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額	54,000	18,000	18,000	18,000	15,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	7,800	2,600	2,600	2,600	2,500
算定対象審査支払手数料	1,980	660	660	660	660
審査支払手数料一件当たり単価 (円)		55	55	55	55
審査支払手数料支払件数	36,000	12,000	12,000	12,000	12,000
審査支払手数料差引額(K)	0	0	0	0	0
地域支援事業費(B)	87,000	29,000	29,000	29,000	28,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	75,000	25,000	25,000	25,000	25,000
包括的支援事業・任意事業費	12,000	4,000	4,000	4,000	3,000
第1号被保険者負担分相当額(C)	634,066	202,570	210,624	220,872	257,993
調整交付金相当額(D)	137,241	43,837	45,588	47,816	54,977
調整交付金見込額(E)	226,466	74,523	74,673	77,270	90,492
調整交付金見込交付割合		8.5%	8.2%	8.1%	8.2%
後期高齢者加入割合補正係数		0.9004	0.9126	0.9208	0.9220
所得段階別加入割合補正係数		0.9417	0.9439	0.9404	0.9350
市町村特別給付費等	0	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0				0
市町村相互財政安定化事業交付額	0				0
保険料収納必要額	518,341				222,478
予定保険料収納率(H)	98.5%				98.5%

2. 第1号被保険者の保険料基準額の算定

(1) 第1号被保険者保険料基準額の算出方法

第1号被保険者の保険料基準額は、平成30～32年度の3か年における標準給付費見込額（約26億7千万円）と地域支援事業費見込額（約8千7百万円）の合計額の一定割合（23%）を、所得段階別負担割合で調整した平成30～32年度の第1号被保険者延べ人数で除して求められます。



(2) 保険料基準額

第7期計画期間である平成30年度から平成32年度までについて、本町における標準給付費見込額、さらに、準備基金取崩額の影響額を加えて保険料収納必要額を積算し、さらに被保険者数から保険料基準月額を算出すると、以下のようになります。

●保険料

(単位：円)

	第7期	平成37年度
保険料基準額(月額)	6,600	8,410
準備基金取崩額の影響額	337	0
準備基金の残高(前年度末の見込額)	37,000,000	0
準備基金取崩額	26,500,000	0
準備基金取崩割合	71.6%	0.0%
財政安定化基金拠出金見込額の影響額	0	0
財政安定化基金拠出金見込額	0	0
財政安定化基金拠出率	0.0%	0.0%
財政安定化基金償還金の影響額	0	0
財政安定化基金償還金	0	
保険料基準額の伸び率(%) (対6期保険料)	21.8%	55.2%

3. 介護保険事業の適正な運用

(1) 介護保険料徴収の段階設定

第7期計画期間の保険料設定は、第6期計画から引き続き9段階とし、各段階の介護保険料を設定します。なお、基準所得金額は、介護保険法施行規則が改正されることから改正後の金額を用います。

◆本計画期間の所得段階・負担割合の設定

段階	対象者	基準所得金額	基準額に対する割合	保険料(円)	
				年額	月額
第1段階	生保・老齢福祉年金受給	80万円以下	×0.45	35,640	2,970
第2段階	住民税非課税世帯	120万円以下	×0.75	59,400	4,950
第3段階	住民税非課税世帯	120万円超	×0.75	59,400	4,950
第4段階	住民税課税世帯で本人非課税	80万円以下	×0.90	71,280	5,940
第5段階	住民税課税世帯で本人非課税	80万円超	×1.00	79,200	6,600
第6段階	住民税本人課税	120万円未満	×1.20	95,040	7,920
第7段階	住民税本人課税	200万円未満	×1.30	102,960	8,580
第8段階	住民税本人課税	300万円未満	×1.50	118,800	9,900
第9段階	住民税本人課税	300万円以上	×1.70	134,640	11,220

(2) 特定入所者介護サービス費の給付

介護保険施設の入所者、短期入所等の利用者の食費、居住費等について、利用負担段階が第1段階から第3段階の方に国の定める基準費用額と負担限度額の差額を給付します。利用者は負担限度額を事業者に支払う現物給付の扱いで行います。

(3) 経過措置による利用者負担軽減

介護保険制度開始前に入所された利用者で、平成17年9月末の施設介護サービス費の利用者負担割合が5%以下の場合、利用者負担が旧措置による費用徴収額を上回らないように、1割の利用者負担と食費・居住費を軽減します。

(4) 社会福祉法人等軽減制度の実施

社会福祉法人等が行う介護老人福祉施設、通所介護、短期入所生活介護、訪問介護の各サービスを利用する場合、一定の要件を満たせば利用者負担を軽減します。

(5) 高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費の支給

1ヶ月の利用者負担額が自己負担上限を超えた場合に給付する高額介護サービス費については、世帯全員が住民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の方の自己負担額を15,000円に見直して実施しています。また、平成21年度からは医療制度との合算による算定となっており、近年の利用実績を踏まえて計画期間の給付費を見込みます。

(6) 介護給付費の適正化

認定調査員等の研修の充実や相互の情報交換体制を充実するとともに、事業者指導体制の強化やケアプランの抽出チェック等により、介護給付費の適正化を図ります。

介護給付等費用適正化事業として、要介護認定・ケアマネジメント・介護報酬請求の各分野において効果があると見込まれる①認定調査状況チェック、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④医療情報との突合、⑤介護給付費通知からなる主要5事業を実施しています。

■要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

新規・変更・更新の認定調査をできる限り町職員による直営で実施し、必要な点検を行います。

<目標>

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
区分変更申請	30	30	30
更新申請	400	400	400

■ケアプランの点検

国が策定する「ケアプラン点検支援マニュアル」を活用し、居宅介護支援事業所担当者との面談によるケアプラン点検を実施します。

<目標>

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
ケアプラン	5	5	5

■住宅改修等の点検

住宅改修、福祉用具購入または福祉用具貸与については、書面審査に加えサンプル調査として訪問等による点検を実施します。

<目標>

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
住宅改修	3	3	3
福祉用具購入	5	5	5
福祉用具貸与	5	5	5

■医療情報との突合・縦覧点検

縦覧点検、医療情報との突合等により、介護報酬の請求に誤りがないか確認を行い、適正な報酬請求を促します。

<目標>

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
縦覧点検	360	360	360

■介護給付費通知

介護給付費通知の送付を行います。

<目標>

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護給付費通知の送付	1,500	1,500	1,500

4. 介護保険サービスの質の向上

(1) 関係機関等との連携

平成 18 年度から地域密着型サービスの指定・指導（監督）は、地域密着型サービス運営委員会を設置し、ご意見をいただきながら、保険者である町が行うこととなっています。

また、地域包括支援センターが中心となってケアマネジャーからの相談や事業者への情報提供等を行っており、連携のネットワークが確立されてきました。今後はさらに、県をはじめとする関係機関や事業者等との連携を図り、情報交換できる体制づくりを進めます。

(2) 要介護認定

要介護・要支援認定は保険者である町がその責任と権限に基づき、一定の基準により認定する行為であり、制度の根幹をなす重要な業務です。

認定審査会は日高圏域内で共同設置しており、短期間で適正な判定ができるように、今後もこれまでの認定調査・審査の体制を確保し、適正な認定業務を推進します。

また、新規申請者への訪問調査は町で実施しており、今後も調査員の研修等に努め、適切な認定業務の推進を図ります。

(3) 施設における生活環境の向上

施設利用者が安心して自分の家として施設での生活ができるように、今後も施設利用者の苦情処理体制など事業者との連携を図りながら取り組みます。

(4) 情報提供・相談

利用者からの苦情への対応については、地域包括支援センターを中心に相談等に対応し、必要に応じて国民健康保険団体連合会の相談窓口につなぐ体制を確保しています。今後も、利用者・事業者・ケアマネジャーからの相談への対応、情報提供に努めます。

(5) 事業者の指定及び管理・指導

居宅介護支援事業所、新しい総合事業サービス提供事業者、地域密着型サービス事業者については、町が指定・監督することとなっており、適切にサービス提供されているかを把握しながら、指定・指導（監督）を行います。

5. 計画の推進体制

(1) 計画の周知

本計画は、介護保険・高齢者福祉に係る関係者をはじめ、多くの町民の理解・協力が重要であることから、町が活用している様々な媒体を活用して、広く町民に知らせていきます。

また、介護保険制度についてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した日常生活に結び付くと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

(2) 関係機関等との連携・協働

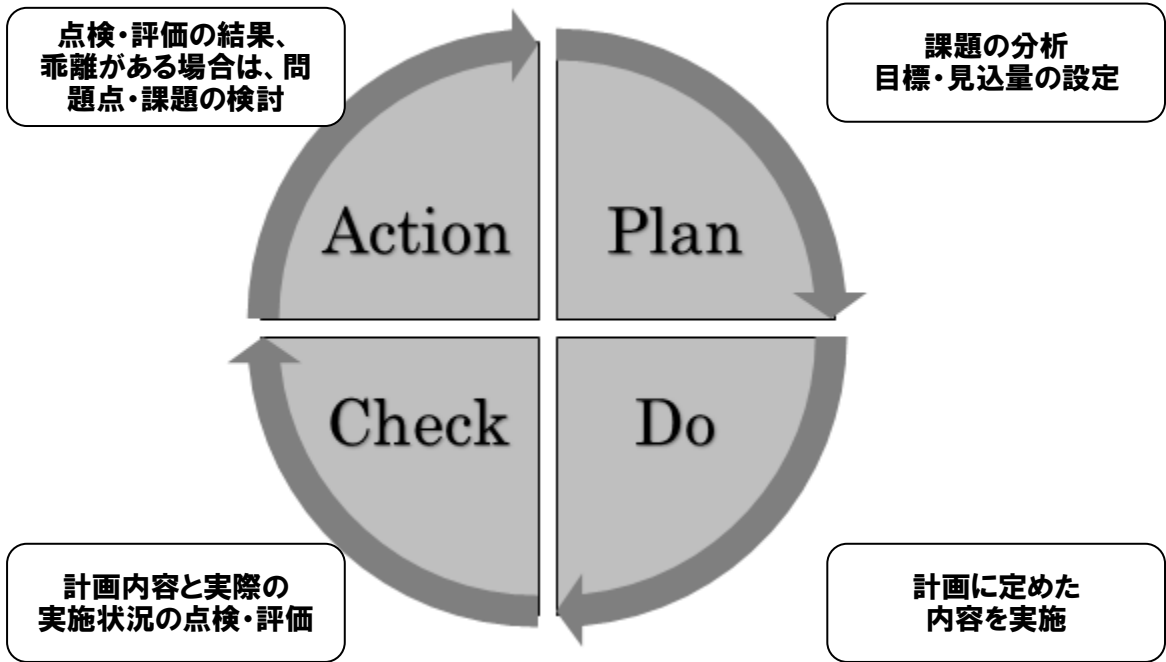
質の高いサービス提供を実施するためには、各関連団体・事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

また、共生社会の実現のためにも、庁内各部署との連携、医療と介護の連携等、分野を超えて地域生活課題について関係機関と連絡調整を行う体制づくりが必要です。町は、これらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

(3) 計画の実施状況の点検・評価

本計画の進行管理にあたっては、担当部署において設定した目標、見込量等に関連するデータの収集を定期的の実施します。PDCAサイクル（計画―実施―評価―改善）による効率的な施策の進行管理に努めます。

また、施策の実施状況及び目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、介護保険事業計画の実績に関する評価を行います。



資料編

日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第117条第1項の規定に基づき定められた日高町介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づき定められた高齢者福祉計画の見直しを行うため、日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、10名以内とし、次の各号に掲げる者をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 介護保険サービス事業者又は福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 被保険者代表者

(所掌事項)

第4条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の見直しに関すること。
- (2) その他介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の見直しについて必要な事項

(任期)

第5条 委員の任期は、見直し後の日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定をもって満了とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、日高町健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会委員

所属部門	氏 名 (敬称略)	備 考
保健医療 関係者	古 田 浩太郎	委 員 長
	木 下 光都子	
学識経験者	武 内 扶	副委員長
	鶴 上 桂 子	
福祉関係者	岡 裕 司	
	小 森 大 輔	
	一 海 宗 量	
	段 浪 生	
被保険者代表	木 下 美津夫	
	西 岡 佳奈子	

策 定 経 過

年 月 日	内 容 等
平成 29 年 1 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日	在宅介護実態調査実施
平成 29 年 1 月 30 日～ 平成 29 年 3 月 10 日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施
平成 29 年 10 月 5 日	第 1 回 日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会
平成 30 年 1 月 12 日	第 2 回 日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会
平成 30 年 3 月 1 日	第 3 回 日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会

日高町第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画

【平成30年度～32年度】

発行：平成30年3月

日高町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会

〒649-1213

和歌山県日高郡日高町大字高家626

電話 0738-63-3801